
特別支援学校の防災対応資料

防災セルフチェック

学校の防災機能を高めるために



千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課

特別支援学校の防災に関する取組の充実のために

国内観測史上最大規模となるマグニチュード 9.0 という破壊力をもって東日本を襲った大震災は、多くの人命と財産を奪い、私たちに自然災害の恐ろしさを改めて感じさせました。そして私たちは、そこから多くの教訓を得て、現在、防災計画や防災体制の見直しを進めています。

千葉県教育委員会では、震災から 1 年を経過した平成 24 年 3 月、今回の震災から得られた知見を踏まえ、より具体的な動きが確認できるよう、これまでのマニュアルを見直し「学校における地震防災マニュアル」を作成しました。その中で、特別な支援を必要とする児童生徒への対応方法について明記したことが大きな特徴です。

この「防災セルフチェック」は、上記のマニュアルを踏まえ、特別支援学校が障害のある児童生徒等の安全と安心を一層確かなものにしていけるよう、学校が日頃の防災の取組を自ら評価し、課題と改善方法を見出し、より実効性のある防災対策が取れるように作成しました。

この防災セルフチェックを活用して、特別支援学校の防災に関する取組が、より一層充実しますことを期待しております。

平成 24 年 8 月

教育振興部特別支援教育課長 柴内 靖

目 次

	頁
◆チェックシート	
1 登下校中（自力通学）に地震が発生した場合に備えて	6
2 スクールバス運行中に地震が発生した場合に備えて	7
3 授業中（校内）に地震が発生した場合に備えて	8
4 校外での活動中に地震が発生した場合に備えて	9
5 寄宿舍で生活中に地震が発生した場合に備えて	10
6 管理職不在時や行事開催中に地震が発生した場合に備えて	11
7 帰宅困難のため宿泊が必要になった場合に備えて	12
8 避難所等の指定に向けて市町村と協議するために	13
9 保護者と連携・協力をするために	15
10 地域と連携・協力するために	16
11 防災計画を作成するために（見直しをするために）	17
12 学校の防災に関する取組の充実のために	18
◆解 説	
1 登下校中（自力通学）に地震が発生した場合に備えて	22
2 スクールバス運行中に地震が発生した場合に備えて	25
3 授業中（校内）に地震が発生した場合に備えて	29
4 校外での活動中に地震が発生した場合に備えて	33
5 寄宿舍で生活中に地震が発生した場合に備えて	36
6 管理職不在時や行事開催中に地震が発生した場合に備えて	39
7 帰宅困難のため宿泊が必要になった場合に備えて	40
8 避難所等の指定に向けて市町村と協議するために	43
9 保護者と連携・協力をするために	46
10 地域と連携・協力をするために	49
11 防災計画を作成するために（見直しをするために）	52
12 学校の防災に関する取組の充実のために	56
◆参考資料	
主な障害の特性と災害時（地震）に予想される困難	60
避難及び帰宅困難に対応するための備蓄品一覧	63
福祉避難所として協定等を結ぶ場合	67
福祉避難所指定に関する県教育委員会への手続き	69

防災セルフチェックを活用される皆様へ

- この防災セルフチェックは、各学校で作られている防災マニュアルや防災計画をよりよく改善していくためのツールとして御活用ください。
- 学校の教育活動の様々な場面を想定したチェックシートを用意しましたので、必要なシートを適宜選び御活用ください。
- チェックシートの内容は、各学校が自ら改善点を見出していくためのものです。各項目の内容を達成目標とするのではなく、学校の状況に応じて、適切な達成目標を検討すると良いでしょう。

※チェックシートの使い方

安全確保のための児童生徒への指導		解説
	児童生徒は、揺れが収まるまで、どこで、どのように身の安全を図ればよいかを学習（理解）している。	22頁
	児童生徒は、揺れが収まってから、どのような行動すればよいかを学習（理解）している。	22頁

○△×、レ点など、自校の進捗状況などがわかるようにチェック方法を工夫しながら確認すると良いでしょう。

チェック項目の考え方や、防災計画や訓練への活かし方を説明した頁を示しています。チェック後は、この頁でさらに確認をしましょう。

防災セルフチェックを活用される皆様へ

- この防災セルフチェックは、各学校で作られている防災マニュアルや防災計画をよりよく改善していくためのツールとして御活用ください。
- 学校の教育活動の様々な場面を想定したチェックシートを用意しましたので、必要なシートを適宜選び御活用ください。
- チェックシートの内容は、各学校が自ら改善点を見出していくためのものです。各項目の内容を達成目標とするのではなく、学校の状況に応じて、適切な達成目標を検討すると良いでしょう。

※チェックシートの使い方

安全確保のための児童生徒への指導		解説
	児童生徒は、揺れが収まるまで、どこで、どのように身の安全を図ればよいかを学習（理解）している。	22頁
	児童生徒は、揺れが収まってから、どのような行動すればよいかを学習（理解）している。	22頁

○△×、レ点など、自校の進捗状況などがわかるようにチェック方法を工夫しながら確認すると良いでしょう。

チェック項目の考え方や、防災計画や訓練への活かし方を説明した頁を示しています。チェック後は、この頁でさらに確認をしましょう。

チェックシート

A thick yellow horizontal line spans the width of the page, ending on the right in a large yellow circle.

1 登下校中(自力通学)に地震が発生した場合に備えて



チェックのポイント

自力通学をしている児童生徒が登下校しているときに、地震が発生した場合への対応が準備できているか、確認しましょう。

登下校中に地震が発生した場合、学校は児童生徒の登下校の状況を把握することが困難であることが考えられます。

学校から離れている児童生徒を守るための対策が取れているか、確認しましょう。

Check

安全確保のための児童生徒への事前指導		解説
<input type="checkbox"/>	1 児童生徒は、揺れが収まるまで、どこで、どのように身の安全を図れば良いか学習（理解）している。	22 頁
<input type="checkbox"/>	2 児童生徒は、揺れが収まってから、どのように行動すれば良いか学習（理解）している。	22 頁

Check

安全確保のための職員の対応		解説
<input type="checkbox"/>	3 防災計画に基づき、居合わせた少数の職員で対策本部を設置し、何をどのようにするか、対応方法を全職員が理解している。	23 頁
<input type="checkbox"/>	4 自力通学の児童生徒について、何時の時点でどの辺にいるか（移動しているか）、登下校中の時間別の現在地について把握している。	23 頁
<input type="checkbox"/>	5 児童生徒の現在地に職員を派遣することを想定し、対応策を職員間で共通理解している。	23 頁

Check

保護者との確認		解説
<input type="checkbox"/>	6 登下校中に地震が発生した場合、児童生徒の安全を確保するために、学校と家庭とがそれぞれがどう動くかを確認している。	24 頁

Check

地域への協力依頼		解説
<input type="checkbox"/>	7 通学経路周辺の公共施設・機関（可能な場合は地域の住民）に対して、非常時の当該児童生徒への保護・支援について協力を依頼している。	24 頁

2

スクールバス運行中に地震が発生した場合に備えて



チェックのポイント

スクールバス運行中に地震が発生した場合に備え、運転手と介助員の 2 名による安全な初期対応と、素早い救援体制について確認しましょう。

Check

安全確保のための児童生徒への指導		解説
<input type="checkbox"/>	1 児童生徒は、揺れが収まるまで、バスの中でどのように身の安全を図れば良いか学習（理解）している。	25 頁

Check

安全確保のための学校、職員の対応		解説
<input type="checkbox"/>	2 運転手と介助員の 2 名しかいない状況で、考えられるリスクと可能な対応について検討している。	25 頁
<input type="checkbox"/>	3 特に朝の出勤時の職員の数に応じた救援体制を決めている。	26 頁
<input type="checkbox"/>	4 車内の混乱や児童生徒の不安感を緩和するために、対策を講じたり、職員間で研修したりしている。	26 頁

Check

一時避難、引渡しへの対応		解説
<input type="checkbox"/>	5 長時間の乗車になる場合に備えて、必要な物品を日常的にバス車内に準備している。	27 頁
<input type="checkbox"/>	6 電話等で連絡が取れない状況になった場合の引き渡し方について、保護者や放課後等デイサービス施設等と確認ができている。	27 頁

Check

地域への協力依頼		解説
<input type="checkbox"/>	7 緊急避難場所として利用する可能性がある周辺の施設・機関に、非常時のバスの対応について理解・協力を依頼している。	28 頁

3

授業中（校内）に地震が発生した場合に備えて



チェックのポイント

授業中（校内）に地震が発生した場合の対応は、これまでも防災計画や避難訓練により備えを図ってきました。今後のポイントとしては、計画や訓練の根拠となる被災ケースについて複数の場合を想定し、対応方法を検討しておく必要があります。例えば、いつもグラウンドに避難していた計画に、津波や火災の延焼に備えて屋上や学校外の施設に避難する方法を加えるなどの対策が必要です。

Check

安全確保のための児童生徒への指導		解説
<input type="checkbox"/>	1 児童生徒は、揺れが収まるまで、どのように身の安全を図れば良いか、場所別に学習（理解）している。	29 頁
<input type="checkbox"/>	2 児童生徒は、揺れが収まってから、どのように行動（避難）すれば良いか、場所別、時間帯別、状況別に学習（理解）している。	29 頁

Check

安全確保のための職員の対応		解説
<input type="checkbox"/>	3 避難開始までの注意喚起や避難指示の例文を放送機器の近くに表示している（放送機器が使えない場合も想定している）。	30 頁
<input type="checkbox"/>	4 揺れが収まるまで、また収まってから職員がすることを、場所別、時間帯別、状況別に検討し、全員で理解している。	30 頁
<input type="checkbox"/>	5 複数の避難場所、避難経路、避難方法を想定している。（津波に備えて、校内又は近隣住宅の火災発生に備えて）	31 頁
<input type="checkbox"/>	6 児童生徒の実態や居場所の状況に応じた避難方法（牽引、運搬）を検討し、必要な物（おんぶひも、ロープ 他）を用意している。	31 頁

Check

その他の事前の取組		解説
<input type="checkbox"/>	7 物の転倒、落下、破損の被害が最小限となるように、転倒防止や飛散防止の処理をしている。	31 頁
<input type="checkbox"/>	8 避難時の持ち出し品を準備するとともに、担当者が不在の場合に誰が対応するかについて職員間で確認している。	32 頁

4

校外での活動中に地震が発生した場合に備えて



チェックのポイント

校外学習や部活動の遠征などの校外学習計画を立案する際、その計画の多くは事前事後及び当日の日程や指導内容、緊急時の搬送先（病院等）等を整理したものです。

今後は、校外学習中に大きな地震が発生したときに、限られた引率職員でどのように対応するのか、検討し準備しておくことが必要です。

Check

安全確保のための児童生徒への指導		解説
<input type="checkbox"/>	1 揺れが収まるまで、現場(目的地)ではどのように身の安全を図れば良いかという指導を事前に計画し実施している。	33 頁
<input type="checkbox"/>	2 揺れが収まってから、どのように行動（避難）すれば良いか、時間帯や場所・状況の違いを想定した指導を実施している。	33 頁

Check

安全確保のための職員の対応		解説
<input type="checkbox"/>	3 児童生徒の実態や場所等の違いに応じた避難方法（牽引、運搬）を検討し、必要な物（おんぶひも、ロープ 他）を準備している。	34 頁
<input type="checkbox"/>	4 現地で被災した時に、引率職員で対応するための方法を決め、事前の引率者間の打合せで確認している。	34 頁

Check

その他の事前の取組		解説
<input type="checkbox"/>	5 地震が発生した場合に備え、校外学習計画の項目に、場所、時間帯、被災状況等を想定した対応方法を盛り込んでいる。	34 頁
<input type="checkbox"/>	6 事前の下見の観点に、現地で被災した場合の様々なリスクを確認することを盛り込み、実際の計画立案に反映させている。	35 頁
<input type="checkbox"/>	7 現地に到着してから、引率職員と児童生徒とで地震発生時（緊急時）の対処方法を確認している。	35 頁
<input type="checkbox"/>	8 校外活動時の緊急用携行品（※印参照）の内容を検討し準備している。	35 頁

※緊急用携行品の例・・・緊急連絡網、児童生徒の顔写真付カード、医薬品 等

5

寄宿舎で生活中に地震が発生した場合に備えて



チェックのポイント

寄宿舎を設置している特別支援学校の多くは、学校の防災計画とは別に、寄宿舎独自の防災計画を作成し避難訓練等を実施しています。寄宿舎の防災対策を考えると、夜間に地震が発生した場合に、少ない人数の宿直体制で、どのような対応をするかが重要です。

また、他学部の職員の協力体制も含め、計画を確認しておきましょう。

Check

安全確保のための児童生徒への指導		解説
<input type="checkbox"/>	1 舎生は、揺れが収まるまでと、揺れが収まってからどのように避難すれば良いか、状況（時間帯別、活動内容別、場所別）に応じて学習（理解）している。	36 頁

Check

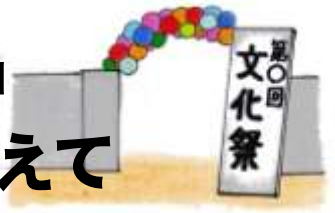
安全確保のための職員の対応		解説
<input type="checkbox"/>	2 舎生の実態や場所等の状況に応じた避難方法（誘導、牽引、運搬）を検討し、必要な物（おんぶひも、ロープ 他）を用意している。	36 頁
<input type="checkbox"/>	3 職員が4～5人の宿直体制になった時の対応方法についてリスクを想定し、可能な対策を職員間で共通理解している。	37 頁

Check

その他の事前の取組		解説
<input type="checkbox"/>	4 寄宿舎の日課（食事中、入浴中、外出許可を得て舎生が近所に買い物に出ている・・・等）のリスクを想定し対策を決めている。	37 頁
<input type="checkbox"/>	5 校内に寄宿舎の職員しかいない夜間に、地域住民が避難してきた場合の対応について検討し、防災計画に反映している。	38 頁
<input type="checkbox"/>	6 夕方以降(早朝)に地震が発生したとき、学校に残っている(出勤した)他学部の職員が、寄宿舎の避難・誘導、安全確保にどのように関わるか計画している。	38 頁

6

管理職不在時や行事開催中に地震が発生した場合に備えて



チェックのポイント

今回の東日本大震災で得られた教訓の一つに「想定外への対応」があります。想定外に備え、児童生徒も職員も“臨機応変”に対処する力を身につけておく必要がある、ということが言われています。“経験している”“知っている”といった知識や経験が“臨機応変”に対処するためには必要となります。

学校の防災計画の立案時や訓練を計画する際も、これまで想定してこなかった場面や状況をできるだけ想定し、防災の取組に活かしましょう。

Check

管理職が不在の場合		解説
1	防災計画の組織、分担、指示系統の中で、管理職が不在の場合に、どのように対応するか検討し、職員間で共通理解している。	39 頁

Check

行事開催中（公開研究会、授業参観等）の場合		解説
2	学校の防災計画や避難訓練は、公開研究会、授業参観など、外部から大勢の人が集まったときの対応も想定して計画している。	39 頁



7

帰宅困難のため宿泊が必要となった場合に備えて



チェックのポイント

交通機関の遮断、保護者が迎えに来られない、帰宅そのものが危険・・・等の状況になった場合、児童生徒と職員は宿泊を余儀なくされます。

児童生徒の障害の特性等に考慮しながら、備蓄品、宿泊方法、2日目以降の学校運営への備えなど、様々な視点から帰宅困難時に想定されるリスクへの対応を進めましょう。

Check

宿泊方法（場所、役割等）の準備		解説
1	宿泊のために必要となるスペースを準備している →本部、宿泊スペース、医療活動スペース 等	40 頁

Check

職員の勤務体制		解説
2	児童生徒や職員が宿泊をする際に必要となる仕事を分掌化し、担当者を充てれば動き出せるように準備している。	41 頁
3	宿泊が長期化し、日中も夜間も勤務する必要がある場合を想定し、二交替・三交替などの勤務割振りができるように準備している。	41 頁

Check

備蓄（食糧・衛生関係）		解説
4	児童生徒及び職員全員が 2～3 日宿泊可能な備蓄品(水、食糧、衛生用品、医薬品、電源、個人の薬等)をリストアップし、準備している。	41 頁
5	児童生徒の配慮事項（服薬・摂食・アレルギー・医療的ケアの方法等）を、緊急時に多くの職員が理解できるような方法を工夫している。	42 頁

Check

医療的ケア		解説
6	停電に備えて、病院等に搬送する段取り（病院の了解、学校からの搬送手段）を確認している。	42 頁

8

避難所等の指定に向けて市町村と協議するために



チェックのポイント

学校を福祉避難所等とするために市町村等の自治体から要請があった場合は、下記のチェック項目を参考にして、市町村との協議の際に確認事項として活用しましょう。

学校は教育活動を早期に再開し、児童生徒に「いつも通り」の生活を戻し、心の安定を図ることに努める必要があります。さらに、日中に地震が発生した場合は、学校職員は自校の児童生徒の安全確保への対応に追われ、地域住民の避難・支援に十分関われないことも想定されます。

避難所運営に関する市町村との連携（約束）については、こうした点に留意して協議を進めておく必要があります。

Check

事前に学校が把握しておくこと		解説
<input type="checkbox"/>	1 既に福祉避難所や避難場所の指定を受けている特別支援学校が自治体と取り交わした確認書等の事例について入手し確認している。	43 頁
<input type="checkbox"/>	2 過去の大震災等で避難所等になった学校（特に特別支援学校）の状況について、情報を入手し検討している。	43 頁
<input type="checkbox"/>	3 学校の収容可能な人数とスペースについて、算出している。	43 頁
<input type="checkbox"/>	4 避難所等となることについて、保護者や職員と共通理解をしている。	44 頁

Check

避難所運営に関する市町村との確認（予定を含む）		解説
<input type="checkbox"/>	5 協定書や運用マニュアルの内容・解釈について確認している。	44 頁
<input type="checkbox"/>	6 市町村が行う避難所運営に対し、学校（職員）の関わり方を確認している。	44 頁
<input type="checkbox"/>	7 避難所開設中の教育活動の実施方法について確認している。	44 頁
<input type="checkbox"/>	8 避難所閉鎖の判断基準や手続きを確認している。	45 頁
<input type="checkbox"/>	9 避難所運営・管理（セキュリティを含む）の方法について市町村と確認している。	45 頁

Check



協議の際、市町村と確認すること		解説
<input type="checkbox"/>	10 学校の使用スペース（授業のための教室、職員室、事務室 等）と避難所の使用スペースの使い分けを確認している。	—
<input type="checkbox"/>	11 医療活動やカウンセリングのためのスペースとともに、心のケア・健康保持・保育・デイケアの対策について確認している。	—
<input type="checkbox"/>	12 安否確認、掲示・情報提供、外部との連絡のためのスペースや使い方を確認している。	—
<input type="checkbox"/>	13 炊き出しや調理のためのスペースや使い方を確認している。	—
<input type="checkbox"/>	14 避難者が待機・居住するスペース、使い方、用意する物品(カーペット、間仕切り、等)について確認している。	—
<input type="checkbox"/>	15 避難生活に必要となるスペース（洗濯・物干し、入浴、トイレ、ごみ置場）と使い方と返還時の状態について確認している。	—
<input type="checkbox"/>	16 障害特性、病人、高齢者等、特別の事情に応じたスペースと使い方を確認している。	—
<input type="checkbox"/>	17 救援物資等の配給・一時保管のスペースと使い方を確認している。	—
<input type="checkbox"/>	18 遺体安置のためのスペースと使い方を確認している。	—
<input type="checkbox"/>	19 校内安全、校内移動等、避難中の緊急時のための移動・通用スペースについて確認している。	—
<input type="checkbox"/>	20 ペット飼育・糞尿処理スペースと使い方、返還時の状態について確認している。	—
<input type="checkbox"/>	21 駐車場とするスペースと使い方、返還時の状態について確認している。	—
<input type="checkbox"/>	22 生活用水と飲用水の確保について、どのように対応するか確認している。	—
<input type="checkbox"/>	23 電話不通時の連絡手段（防災行政無線、PC、伝達体制 等）の用意について、どのように対応するか確認している。	—
<input type="checkbox"/>	24 非常用トイレ（仮設、ポータブル、し尿処理の場所）について、どのように対応するか確認している。	—
<input type="checkbox"/>	25 情報入手手段（テレビ、携帯端末、電池/発電式ラジオ、無線 等）について、どのように対応するか確認している。	—
<input type="checkbox"/>	26 入浴施設、リフレッシュ対策（レクリエーション・娯楽用具、談話スペース 等）について確認している。	—
<input type="checkbox"/>	27 天候対策（冬季・夏季、雨天、強風）について、どのようにするのか確認している。	—

9

保護者と連携・協力をするために



チェックのポイント

これまでのチェックの中でも、保護者との連携・協力により実施できる項目がたくさんありましたが、災害発生時における保護者との連携・協力のポイントは二つあります。

- (1) 安否確認や引き渡し（救援を含む）のために、相互連絡に努めること。
- (2) 学校が児童生徒を安全に預かるために、事前の準備に努めること。

防災計画を立案する際に、保護者との連携・協力をどのようにすれば良いのか、明確にしておきましょう。

Check

引き渡し等		解説
<input type="checkbox"/>	1 引き渡しや一時預かりを行う判断の目安(ルール)について、全職員が共通理解しているとともに、保護者にも周知している。	46 頁
<input type="checkbox"/>	2 本人・保護者確認のためのツール(引き渡し用カード等)や、手続きのツール(引き渡し控え/記録帳)等を用意し、職員は使い方を知っている。	47 頁

Check

児童生徒の所持品		解説
<input type="checkbox"/>	3 保護者が迎えに来るまでの生活上の注意点(食事、服薬、機能維持のための行為等)について、保護者と確認している。	47 頁
<input type="checkbox"/>	4 保護者と確認した上記の内容について、緊急時には担任以外でも把握できるツールを用意している。	47 頁
<input type="checkbox"/>	5 防災ずきん、常備薬、紙おむつ、愛用品等、児童生徒が避難中に必要とするものについて確認し、予備を学校に用意してある。	47 頁
<input type="checkbox"/>	6 医療的ケアを必要とする児童生徒については、主治医との確認を含め、学校に備えておくもの(預かり品を含む)について確認している(人工呼吸器のバッテリー等)。	47 頁

Check

連絡・周知		解説
<input type="checkbox"/>	7 緊急時の複数の連絡・通信手段について、保護者と共通理解している。	48 頁
<input type="checkbox"/>	8 災害発生時の学校の対応について、保護者に充分周知している。	48 頁

10

地域と連携・協力をするために



チェックのポイント

地域との連携・協力を深めていくためには、学校が地域の中で“知られている”“関心を持たれている”ということが不可欠です。そのためには、防災の取組についての連携を図る際は、学校と地域が普段から親しくなる工夫を考えておくことが有効です。

以下のチェック項目をもとに、必要な取組については、防災計画だけでなく、学校経営そのものに反映していく必要があります。

Check

学校の特性の周知		解説
<input type="checkbox"/>	1 学校が教育対象としている障害種の特性について、具体的に地域住民に理解してもらうための広報活動をしている。	49 頁
<input type="checkbox"/>	2 学校が行っている防災活動の内容や特徴を、地域住民に理解してもらったり、関心をもってもらったりするための取組をしている。	49 頁
<input type="checkbox"/>	3 学校の防災計画や緊急時の対応方針・方法について、必要に応じて地域住民に説明している。	49 頁

Check

災害発生時の対応の確認		解説
<input type="checkbox"/>	4 地域と学校が、それぞれの防災の取組について理解し合う機会を設けている。	50 頁
<input type="checkbox"/>	5 避難所等の指定はされていないが、地域の住民が避難しなければならない状況を想定して、地元自治体と確認している。	50 頁
<input type="checkbox"/>	6 災害発生時に学校が対応できること、対応できないことについて、地元自治体や地域住民と確認している。	50 頁

Check

病院や関係機関との確認		解説
<input type="checkbox"/>	7 医療的ケアや配慮の必要な疾患のある児童生徒への支援協力について、関係機関や近隣の病院と確認している。	51 頁
<input type="checkbox"/>	8 地域の防災機能、防災資源について把握し、相互に利用し合うことについて関係者と確認している。	51 頁

11

防災計画を作成するために (見直しをするために)



チェックのポイント

地震発生に備えた学校の防災計画は、防ぐことのできない天変地異への可能な限りの備えということになります。したがって、大地震が発生した後、どうすれば被害を小さくすることができるか、どうすれば臨機応変な対応ができるかが計画作成のポイントです。

その点に着目して、自校の計画等を見直しましょう。

Check

	計画の内容	解説
<input type="checkbox"/>	1 防災計画に示した「計画」が“願い・希望”や“抱負”ではなく、具体的な行動を示した計画になっている。	52 頁
<input type="checkbox"/>	2 避難訓練の実施計画だけでなく、学校教育活動の様々な場面において考えられるリスクを踏まえて、防災の取組について計画されている。	52 頁
<input type="checkbox"/>	3 職員が理解しやすいように図等を多用し、具体的な行動が想起できる分かりやすい文章になっている。	52 頁

Check

	組織（役割分担）	解説
<input type="checkbox"/>	4 組織上の担当者が不在の場合でも、代替が可能となるような対策を取っている（例えば対応方法をカード化して場所毎につるす等）。	53 頁
<input type="checkbox"/>	5 職員の参集計画を作成し、職員は自分の参集方法を理解している。	53 頁

Check

	組織の活用	解説
<input type="checkbox"/>	6 防災組織が有事のためだけでなく、日常の取組(分掌等)に反映されるようなシステムになっている。	54 頁
<input type="checkbox"/>	7 学校の防災計画や避難訓練は、真夏の猛暑時、真冬の厳寒期、風雨の中などの気候条件の違いから必要になることを想定し計画している。	54 頁
<input type="checkbox"/>	8 学校の防災計画や避難訓練は、地域が抱える被災のリスクを考慮した計画になっている。	55 頁

12

学校の防災に関する 取組の充実のために



チェックのポイント

児童生徒の命と安全を守るためには、学校職員が学校の防災機能を熟知していることが必要です。地震により火災が発生したとき、近くにいた職員が、消火器の使い方が分からない、防火シャッターの動かし方が分からない・・・という状況では責任を果たせません。

特別支援学校は職員数が多いため、役割分担が細くなり、ややもすると自分以外の役割について何をすればいいのかわからないという状況が懸念されます。

学校の組織としての視点と、職員の専門性という視点の両面からの準備を考え、学校の防災に関する取組の充実を図りましょう。

Check

安全点検・安全対策		解説
<input type="checkbox"/>	1 安全点検で確認する箇所／観点が明確になっている。また、点検方法も明確になっている(目視、打音、負荷をかける、作動等)。	56 頁
<input type="checkbox"/>	2 点検で不具合が発見された場合、すぐ行う対処方法について取り決めがある(予算があれば修理、無ければ使用/立入り禁止等)。	56 頁
<input type="checkbox"/>	3 校内のガラス窓に飛散防止フィルム貼り付けの処置が済んでいる。(最低限、避難経路となる場所)	57 頁
<input type="checkbox"/>	4 落下・転倒防止の処置ができています。(処置ができない場所には、処置のできないものを置かない)	57 頁
<input type="checkbox"/>	5 消火器、防火用砂、防火用水の位置は、全ての職員が理解している。	57 頁
<input type="checkbox"/>	6 職員は非常時に備え、機能的な衣服・靴の着用に努めている。	58 頁

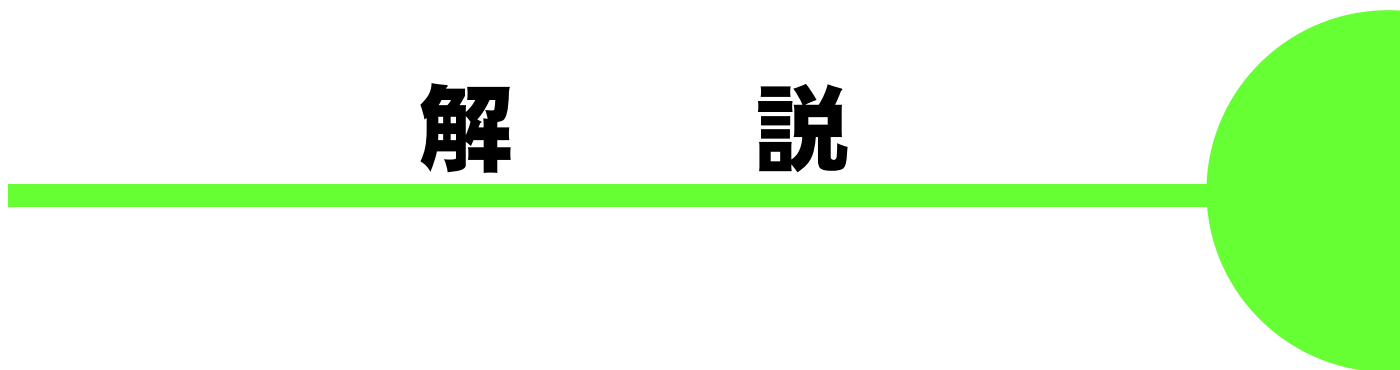
Check

職員の研修・スキルアップ		解説
<input type="checkbox"/>	7 消火器、AED の操作、心肺蘇生法等について職員は習熟している。	58 頁
<input type="checkbox"/>	8 緊急放送システム、非常ベル(消火栓)、防火扉(シャッター)の操作について職員は習熟している	58 頁
<input type="checkbox"/>	9 担当(役割)以外の職員でも対応が可能となるよう、とっさのマニュアルが壁に掲示されていたり添えられたりしている。	58 頁

Check

障害の特性への対応		解説
<input type="checkbox"/>	10 視覚障害者が安全かつ迅速に避難ができるよう、効果的に誘導するための準備をしている（誘導テープ、鈴の携帯、誘導用ラジカセ等）。	60 頁
<input type="checkbox"/>	11 色や形の識別が困難な弱視者（色覚異常を含めて）を想定して、誰でも区別しやすい案内板や表示を作成する準備ができています。	60 頁
<input type="checkbox"/>	12 視覚障害者が避難生活を送れるように、音声ガイドとして使うためのラジカセ（乾電池）を用意している。	60 頁
<input type="checkbox"/>	13 聴覚障害者に情報が確実に伝わるように、ミニ黒板、張り紙等の用意をしている。また、防災計画の中でその対応をルール化している。	60 頁
<input type="checkbox"/>	14 肢体不自由者の避難・移動に役立つおんぶひもや固定用テープ等を準備している。	60 頁
<input type="checkbox"/>	15 日常的に服用している薬等について、避難の時にすぐ持ち出せる工夫をしている。	—
<input type="checkbox"/>	16 「中央階段」とか「2階図書室脇非常口…」といった職員にしかわからない名称ではなく、児童生徒にもわかりやすい名称と表示をしている。	—
<input type="checkbox"/>	17 帰宅困難のため宿泊するような場合でも、見通しがもてるように、予定をわかりやすく書きこむための道具を用意している。	—
<input type="checkbox"/>	18 落ち着ける環境（場所）を確保している。あるいはカーテンやダンボールで同様の環境が作れるようにしている。	—
<input type="checkbox"/>	19 気持ちを落ち着かせるのに有効な学習アイテムを用意している。 音楽 CD とラジカセ、トランプ、編み物、機織り、ブロック・・・ （基本的に、日頃取組んでいた作業用具などがあるとよい）	—
<input type="checkbox"/>	20 揺れが収まってから急いで避難するとき、車椅子とともに人工呼吸器のバッテリーや吸入器具などを一式持ち運べるようにしている。	—
<input type="checkbox"/>	21 流動食や栄養剤など、嚥下が難しい児童生徒用の非常食を数日分用意している。	—
<input type="checkbox"/>	22 避難所を開設したとき、避難している住民や、ボランティアとして救援にあっている人たちに、障害のある人たちの特性や困難性をわかりやすく伝える工夫（マニュアルの配付等の用意）をしている。	—

解 説



1 解説

登下校中(自力通学)に地震が発生した場合に備えて

1

児童生徒は、揺れが収まるまで、どこで、どのように身の安全を図れば良いか学習（理解）している

揺れが起きたときに、とっさに身を守る方法を、一人一人の通学手段、通学経路や状況の違いを踏まえて、個別のケースに沿って具体的に指導し、児童生徒自身の自助力を高めるための指導が必要です。

具体的には・・・

○徒歩、自転車、電車やバスなど、通学方法や経路の違いなどを踏まえ、通学途上で想定されるリスクについて具体的に指導します。

→倒れやすいブロック塀からは離れる（徒歩、自転車）

→近くの柱や背もたれにつかまり姿勢を低くする（電車、バス）

→エレベータに乗っていたときは、全てのボタンを押して・・・（駅ビル等）

指導の方法としては・・・

○通学指導の時間を設けたり、路線別にグループ化するなどして指導します。

○自力通学児童生徒の通学経路実地調査を行い、想定されるリスクを把握します。

○学級活動、総合的な学習の時間等を利用して、自分の通学経路のハザードマップを作ります。

2

児童生徒は、揺れが収まってから、どのように行動すれば良いか学習（理解）している。

「知っている」ことは落ち着いた行動につながります。揺れが収まったらどうすれば良いか、自己判断できるようにしておきます。

具体的には・・・

○揺れが収まってから考えられる行動の取り方を指導します。

→余震に備えて更に安全な場所を探す

→運転手や駅員の避難誘導の指示に注意する

→落ち着いて周囲の動きをみる

○周囲に助けを求める方法を指導します。

→家や学校に自分の安否や居場所を知らせる訓練の定期的な実施（ワンポイント訓練）

→障害者にとって便利なツールを使うと効果的な場面を想定した練習（お願い手帳、コミュニケーションカード 等）

3

防災計画に基づき、居合わせた少数の職員で対策本部を設置し、何をどのようにするか、対処方法を全職員が理解している。

登下校の時間帯は、職員も人数が揃っていないことが予想され、更にその後の職員参集自体も期待できない可能性があります。人数規模に応じて「取れる体制」と「できること」を想定しておくことが必要です。

具体的には・・・

- 全体計画を基準にしたバリエーションの一つとして、「職員が●●人以下のときの対応」などのルールを決め、別冊にしたり、全体計画に吹き出しで補足説明したりします。
- ひと目で「やるべきこと」のポイントがわかり、誰もが対応できるような担当者無記名のマニュアルづくりと全職員への周知を図ります。
→「●●係は自分の係じゃないから分からない…」ということがないように

4

自力通学の児童生徒について、何時の時点でどの辺りにいるか（移動しているか）、登下校中の時間別の現在地について把握している。

児童生徒の安否確認や救援のための基礎情報となるものです。「〇時〇分(地震発生時刻)なら、●●さんは●●駅付近にいる…」という情報がすぐ分かるような資料を作成し、救援などの際に活用できるようにします。

具体的には・・・

- 登下校の時間を 10 分刻みでの現在位置を表にしておくなど、児童生徒がどこで被災しているか予測できる表を作成し掲示するとともに、どの場所なら、誰が（保護者を含む）、どのように助けに行けるのか等、可能な範囲でシミュレーションしておきます。

5

児童生徒の現在地に職員を派遣することを想定し、対応策を職員間で共通理解している。

救援のための派遣が必要になった場合の対策を考え、職員の誰もが、その役を担えるように準備します。

具体的には・・・

- 保護のために現地に向かう職員の携行品を準備します。
→現地で怪我等の応急手当が必要になる可能性がある
- 複数の自転車を用意しておきます。
→車での移動や公共交通機関での移動ができない場合を想定し、自転車を用意する

6

登下校中に地震が発生した場合、児童生徒の安全を確保するために、学校と家庭とがそれぞれがどう動くとよいかを確認している。

登下校の時間帯に地震が発生した場合に、家庭や学校がどのような状態になり、実際の対応がどのようなものになるか想定することは困難ですが、児童生徒の安否確認ができるまでは、家庭と学校が相互に連絡を取り続けるという約束を保護者と確認しておきます。

具体的には・・・

- 学校は職員数も限られていることから、通学途中の安全確保については、原則、保護者に協力をお願いします。ただし、保護者が勤務の関係で対応できない場合、あるいは地震発生時刻から既に学校（自宅）が近い位置にある場合なども考えられることから、確認しておく条件を事前に整理して、懇談会等で確認します。
- 登下校中に地震が発生した場合、近くに保護者も学校職員もいないことから、「揺れが収まるまで」、「揺れが収まってから」のそれぞれの場面で、児童生徒本人が取るべき行動について、学校と保護者とで内容を共有します。例えば、「もしものときは…」等の家庭用しおりを作成し、活用します（経路別、発達段階別に作成する）。

7

通学経路周辺の公共施設・機関（可能な場合は地域の住民）に対して、非常時の当該児童生徒の保護・支援について協力を依頼している。

保護者や学校の“手の届かない場所”での安全確保のために、登下校の経路上にある地域社会の協力を積極的に考えます。一方、個人情報の提供にもなりますので、保護者と確認の上で進めることにも留意します。

具体的には・・・

- 経路の途中にある公民館や学校などの公共機関や商店等などへ、児童生徒の保護や情報提供について協力を依頼します。
 - 顔写真、本人の特徴、連絡先（学校）、通学経路などの基礎情報を記載した「お願いカード」等を作成し、依頼先に渡す。
 - 依頼先に渡す「お願いカード」等に、自宅の連絡先、保護者氏名等を記載するかどうかは、保護者と確認する。
- 個人情報を提供することについて、保護者と共通理解をしておきます。
- 年度始めの早い段階で、通学経路上の関係機関の把握と協力依頼に努めます。



2 解説

スクールバス運行中に地震が発生した場合に備えて

1

児童生徒は、揺れが収まるまで、バスの中でどのように身の安全を図れば良いかを学習（理解）している。

走行時の揺れと異なる異常な揺れに児童生徒は不安になったり興奮したりして、窓ガラスを叩いたりする心配があります。児童生徒の動揺を軽減するために、「取るべき行動」を指導します。

具体的には・・・

- 指導する内容は、ワンポイント訓練等を日々繰り返す中で、体験的な理解を促します。
 - 揺れが収まるまで前のシート等をしっかりつかむ
 - 頭を低くする姿勢を取る
- スクールバスに、「取るべき行動」を図解した絵（ボード）等を掲載したり、絵を透明フィルムを使って椅子の背もたれの裏側に貼ったりするなどの工夫をします。

2

運転手と介助員の2名しかいない状況で、考えられるリスクと可能な対応について検討している。

バスを降りないで待機する（救援を待つ）ことが原則となりますが、火災が近づく、津波が来る恐れがあるなど、状況によってはバスから離れなければならない場合も考えられます。運転手と介助員しかいない状況で、どのような対応が可能かを想定し、対策を講じておくことが必要です。

具体的には・・・

- 訓練のときに「大丈夫だよ」の声を聞くなど、安全が確保される経験をしておくことで、災害時にも落ち着いた行動を取ることが期待できます
- 運転手と介助員のみで対応するための対処方法を整理しておきます
 - 乗車している高等部の生徒に協力してもらい、小学部等の児童生徒を誘導する
 - 民家が近くがあれば学校への連絡を依頼する（自転車で学校に行ってもらおう等）
 - 例えば、近隣の住民に救援を求められるよう、ハンドマイクを積載する
 - 想定される状況下での、運転手と介助員の役割分担を書き出し、共通理解する
- 協力や救援を依頼される側も不安です。どのように使わせてもらい、どのように復旧するのか、避難（移動）の見通などを学校側が示しておくとい良いでしょう。
- 周辺の関係機関、警察署、消防署、病院などに、学校がこうした取組をしていることについて周知しておくことも必要となります。

3

特に朝の出勤時の職員の数に応じた応援の体制を決めている

柔軟な対応の1つの方法として、組織図上に救援係となる職員の氏名を表記して固定するのではなく、「居合わせた職員で対応」できるようにします。したがって、職員の誰が救援係になってもよいように、救援係の動き方等を共通理解しておく必要があります。

また、バスの待機場所によっては、事前に最寄りの学校へ協力要請する場合について検討しておく必要があります。

具体的には・・・

- 校外にあるスクールバスに救援に向かう…等の訓練を、防災全体計画に盛り込み、学校が実施する防災訓練のプログラムの一つにするのも方法です。
- 下校時であれば、学校から大勢の職員を救援に向かわせられますが、登校時は、職員も出勤途中となります。スクールバス運行表を全職員が携帯し、出勤途中で大きな地震が発生した場合は、その時刻にスクールバスが走行している場所に自主的に、可能な手段でかけつける等の、事前の確認も有効です。
- 最寄りの学校への協力要請については、年度始めに協力依頼するとともに、いざというとき、学校やスクールバスから相手校に依頼する方法を検討しておきましょう。
 - スクールバスの車内に、最寄りの学校の連絡先や地図等をバスに携帯する
 - 相手校に、大きい地震が発生した場合に、可能であればスクールバスが待避していると予想される場所にかけてもらう…等の協力方法を協議しておく

4

車内の混乱や児童生徒の不安感を緩和するために、対策を講じたり職員間で研修したりしている

児童生徒の予想される特徴的な反応についてどう対処するか、運転者や介助員はもちろん、職員全体で共通理解しておきます。

具体的には・・・

- バスが揺れたという恐怖心を和らげる方法を研究しておくことも必要です
 - 揺れが収まったらすぐ音楽（児童生徒が耳になじんでいる曲）を流す
- “初めてのこと”は児童生徒に大きな不安を抱かせます。日頃からワンポイント訓練等を実施し、緊急対応の状況を疑似体験しておきます。
- 「一旦、バスを降りる」という選択肢も考えておきます。
 - 避難はしなくても、怖い思いをしたバスを一度降りて、落ち着いたらバスに戻って救援を待つという対応方法も考えられます。

5

長時間の乗車になる場合に備えて、必要な物品を日常的にバス車内に準備している。

道路の損壊や液状化等のために立ち往生となってしまうなど、長時間、バスに乗車して待機しなければならない状況は十分考えられます。軽食、水、簡易トイレ、救急セット、気分を紛らわすためのもの（ラジカセやCD等）をバスに用意しておきます。

具体的には・・・

- 学校の防災に関する全体計画の中に、スクールバスに関する対応や携行品についても記載するようにします。
- 学校の防災対策も含めた「安全点検」に、スクールバスの車内状況や携行品についてもチェックできるようにします。



6

電話等の手段で連絡が取れない状況になった場合の送迎・引き渡し方について、保護者や放課等デイサービス施設等と確認ができている。

運行の途中で大きな地震に見舞われると、どのような状況になるか、予測は困難です。最寄りの待機場所に移動できた場合、学校が承知していない人が迎えに来た場合など、日常と異なる状況を可能な限り想定して、その時の対応方法や判断の目安を決めておくとともに、職員全体で共通理解しておきます。

また、それらの確認内容は、保護者や放課後等デイサービス施設などの関係施設にも伝えておきます。

なお、東日本大震災の経験から、連絡が取れない状況になることは十分想定されます。そうした場合は、事前の約束を家庭個々に確認するよりも、「確認先は学校」「とにかく学校に迎えに来てもらう…」など、約束を一元化して決定しておきます。

具体的には・・・

- 連絡が取れない状況下では、学校と保護者とが予め決めておいた方法に基づいて行動することになります。「スクールバス時刻表」等に、非常時の対応ルールを併記しておくことが良いでしょう。
- 家族が被災し、いつまでたっても引渡しができないということも予想されます。家族が迎えに来られない状況が続く場合の対応についても、検討しておきます。
- 学校の防災対策も含めた「安全点検」に、スクールバスの車内状況や、携行品についてもチェックできるようにします。

7

緊急避難場所として利用する可能性がある周辺の施設・機関に、非常時のバスの対応について理解・協力を依頼している。

学校から救援の職員が到着するまでは、運転手と介助員しかいない状況が予想されます。少しでも救援者が増えるよう、また状況等の情報を得るためにも、運行コース沿いに協力の得られる民家、企業、商店、学校や関係機関を探し依頼しておきます。

具体的には・・・

- 非常時の一時待避場所として駐停車させてもらうことについて了解を得ます。
- 小中学校などの公共機関の場合、一泊程度の一時避難の可能性についても検討を依頼します。
- 地域と連携した防災訓練として検討します
 - 公民館や最寄りの学校等の協力を得て、スクールバス利用の児童生徒の乗降訓練や移動訓練を一緒に行う
 - 地域の防災訓練の内容に、「●●特別支援学校のスクールバス救援訓練」等の内容を盛り込むことについて検討をお願いする



3 解説

授業中(校内)に地震が発生した場合に備えて

1

児童生徒は、揺れが収まるまで、どのように身の安全を図れば良いか場所別に学習（理解）している

揺れが起こった時、とっさに身を守る方法として、机等の下に身を隠す…以外の方法について、校内の場所別に具体的に指導し、児童生徒の自助力の意識を高めます。

具体的には・・・

○音楽室、図書室、トイレ、階段の途中、中庭や校庭等、対処方法と場所と結び付けて指導します。

→〇〇から離れる 重い本が落ちてくる（図書室）

テレビやピアノは倒れる（飛んでくる）（PC室、音楽室）

ガラスが割れて飛び散る（理科室、校舎まわり）

→緊急地震速報を聞いたら、又は最初の衝撃（初期微動）を感じたら、すぐ行動に移せるように、ワンポイント訓練等を日常的に行う

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を守る訓練を行います。



2

児童生徒は、揺れが収まってから、どのように行動（避難）すれば良いか場所別、時間帯別、状況別に学習（理解）している

「知っている」ことは落ち着いた行動につながります。揺れが収まったらどうすれば良いか、自己判断できるようにしておきます。

具体的には・・・

○教員の指示に注目したり理解したりできるよう練習しておきます。

→決まった言葉使う・・・「先生と一緒に逃げます!!」「〇〇階段を通ります」等

→逃げ方のルールを体験しておく・・・ロープを握る、抱きかかえられたら静かにする 等

3

避難開始までの注意喚起や避難指示の例文を、放送機器の近くに表示している（停電で使えない場合も想定している）

非常時の対応は誰でもできる（知っている）ということが大切です。教頭が不在のこともあります。放送指示は教頭・・・と固定せず、誰でも放送できるようにします。

また、停電になることも想定し、メガホン、拡声器等を用意しておくことも大切です。

このようなメモを放送機器のそばに貼っておくのも一つの方法です

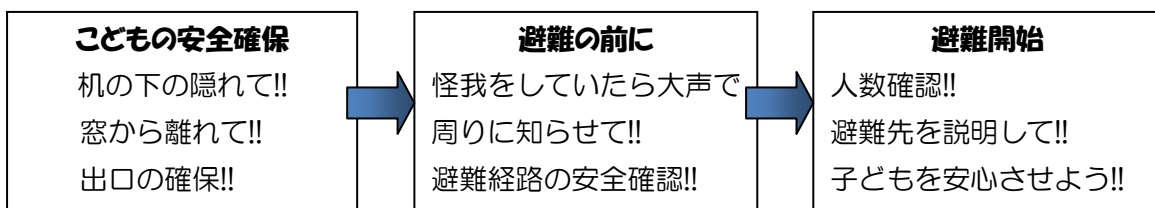
<p>地震の時の放送</p> <p>【大きい揺れするとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○窓から離れ机の下に隠れて… ○先生方は出口を確保して下さい… <p>【揺れが収まったら】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先生方は子どもの安全を確認して… ○安全を確認して近くの避難口から… ○■■前に集合して下さい… 	<p>放送機器の使い方</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>機器の図</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ①スイッチを入れる ②チャイムを鳴らす♪ <p>話はゆっくり 2回繰り返す</p>
--	--

4

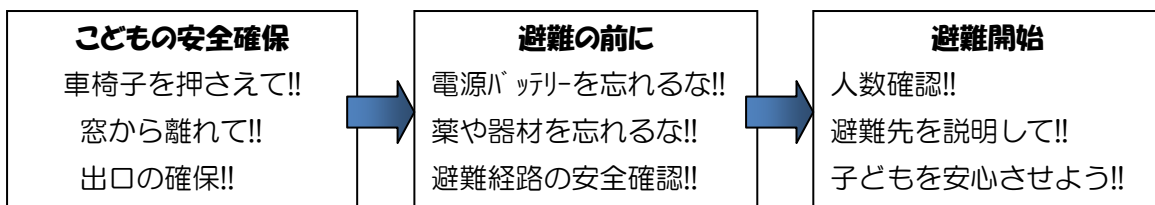
揺れが収まるまで、また収まってから職員がすることを、場所別、時間帯別、状況別に検討し、全員で理解している

出口の確保、身を隠すように指示、全介助の児童生徒の保護等、状況に応じた対処方法を全員で研修します。恐怖を感じる中で、職員が少しでも冷静さを保つためには、職員が「すべきこと」をしっかりと分かっていることが大切です。覚えやすい研修資料、記憶に残りやすい言葉や図（イラスト）の工夫をしましょう。

こんな暗唱カードを作って職員研修で活用しましょう（例）



障害の重い児童生徒への対応では・・・



5

複数の避難場所、避難経路、避難方法を想定している。
（津波に備えて、校内又は近隣住宅の火災に備えて）

通常、避難場所はその学校で一番安全性の高い場所が選ばれますが、隣接する住宅で火災等が発生した場合など、風向きにより状況が変わります。避難経路も含め、複数のケースを想定します。

具体的には・・・

○複数の避難場所、避難経路を計画します。

→名称も第1避難場所…ではなく、「昇降口前」「校庭築山前」など児童生徒に分かりやすい名称が良いでしょう。

○校内が安全とは限りません。近隣住宅からの延焼により、児童生徒を校外に避難させなければならない場合も考えられます。

→学校周辺の避難場所も、学校の防災計画に盛り込みましょう。

（周辺の自治会などには了解を得ておきます。）

○海岸に近い学校では、自校の屋上の他、学校周辺の高台や高層建築物などへの避難などを想定し、協力をお願いしておきます。

6

児童生徒の実態や場所等の状況に応じた避難方法（牽引、運搬）を検討し、必要な物（おんぶひも、ロープ等）を用意している

学校の備蓄品の中で避難誘導に使うものは、普段から各教室に常備します。

○教室内の備え付けておきたい備蓄品は、まず避難するときの道具を考えます。（落ち着いてから戻って回収できるものは別です）

○障害の特性により必要なものを検討しておきます（参考資料を参照）

7

物の転倒、落下、破損の被害が最小限となるように、転倒防止や飛散防止の処理をしている。

いずれも安全性の高い処置をするためには費用がかかります（フィルム貼り、ビスによる固定等）。生命に関わることですので、他より優先して行うよう努力してください。

8

避難時の持ち出し品を準備するとともに、担当者が不在の場合に誰が対応するかについて職員間で確認している。

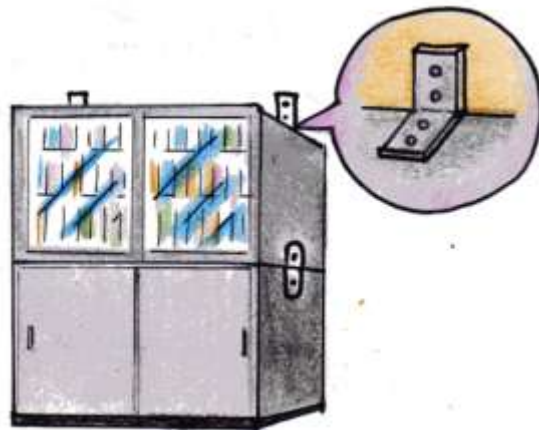
特別支援学校は職員が多いので、防災組織図の中でも「一人一役」の場合が多いと思われる。「職員室にある非常持ち出し袋は教務主任・・・」と固定化すると、その職員がいない時に地震が発生した場合、誰も持ち出さなかった・・・ということが懸念されます。ポイントは、できるだけ多くの職員が共通理解しておくことです。

○毎日行われる「朝の打合せ」では、必ず年休、出張等の不在者の確認をしています。ときどき、朝の打合せの中で、今日の不在者の状態から、どのような防災上の注意が必要か等を考える時間を設けることも、防災意識向上の OJT（On the Job Training = 実務経験の中で学ぶこと）になります。

今日は〇〇先生は1日
お休みです。
皆さんよろしくお願いします…



今日は〇〇先生は1日お休
みです。緊急時の××と△△
の仕事については皆で注意
しましょう…



4 解説

校外での活動中に地震が発生した場合に備えて

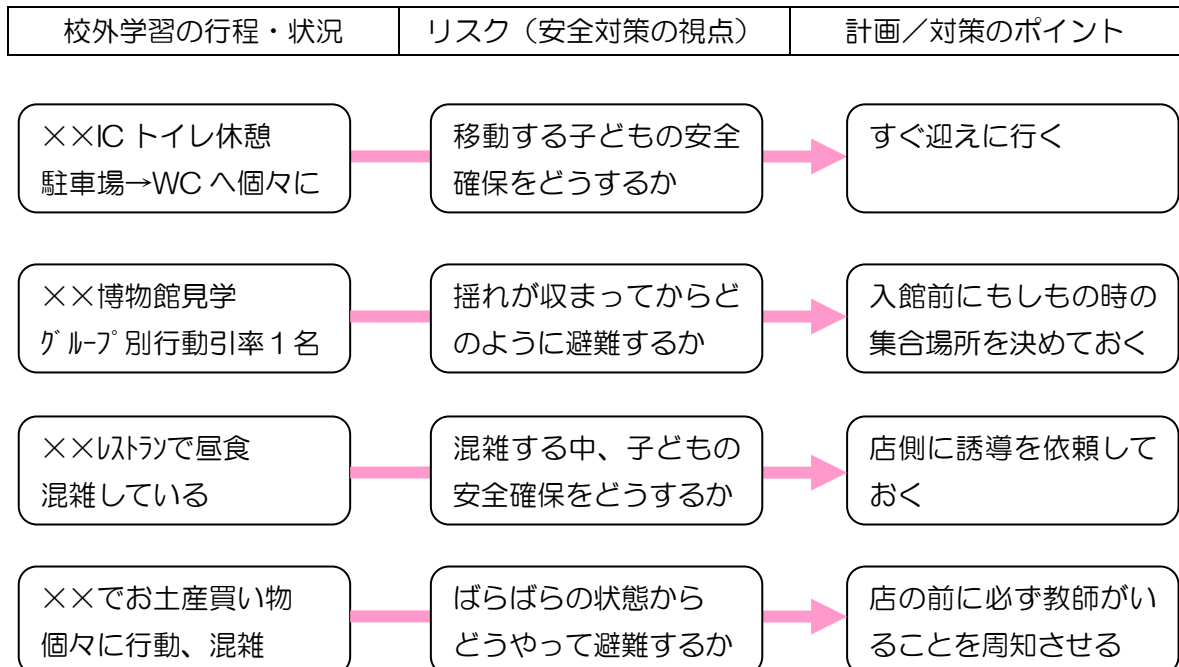
1

揺れが収まるまで、現場（目的地）においてどのように身の安全を図ればよいかという指導を事前に計画し実施している。

校外学習は、出発してから帰着するまで、多様な場所・状況の中を移動します。事前学習の中で、ポイントを選んで、様々な初期対応を指導します。

事前の下見をする際に、ポイントとなる場所をビデオに記録し、事前学習等の機会を使って安全指導に活用すると良いでしょう。

行程毎にリスクを予想し可能な対策を検討しておき、事前指導に生かすためのフローチャート(例)



2

揺れが収まってから、どのように行動（避難）すれば良いか、時間帯や場所・状況別の違いを想定した指導を実施している。

常に団体で移動している場合は、その場で指示が出せますが、現地で見学、散策など、児童生徒、職員がばらばらになっている状況下での対応は困難になります。事前に指導しておく必要があります。

上記のフローチャート図をもとに指導計画を立てるとともに、行程の場面ごとに、揺れが収まったらどうすれば良いのかを指導します。

3

児童生徒の実態や場所等の状況に応じた避難方法（牽引、運搬）を検討し、必要な物（おんぶひも、ロープ等）を準備している

校外学習においても、校内での避難時と同様に、必要物品を携帯することが必要です。特に、見学や散策など児童生徒が分散する場合は、一人一人の引率職員が必要物品を携帯することが必要となります。

4

現地で被災した時に、引率職員で対応するための方法を決め、事前の引率者間の打合せで確認している。

職員による出発前の事前打合せでは、日程・行程に沿った確認だけでなく、非常時の体制についても確認します。

具体的には・・・

- 引率者による事前打合せにおいて、安全確認をするための事前チェックシートを用意し、学校の校外学習を実施する際は、全員がこのシートで不備の有無を確認するようにします。
- 下見をした職員が入手したパンフレットや、インターネットからダウンロードした会場図などを基に、考えられるリスクを想定し、原則を決めておくといいでしょう。

（例）博物館（動物園）で自由行動時に地震が起きた!!

原則例1・・・とにかく（※）に出て、本部を作る（対策はそれから）。

※中央出口、中央広場、〇〇の像の前

原則例2・・・館内誘導があった場合は、自分たちの原則より優先して従う。

5

地震が発生した場合に備え、校外学習計画の項目に、場所、時間帯、被災状況等を想定した対応方法を盛り込んでいる。

- 校外学習計画の書式を変更するか、日程、場所、それらの各場面で被災した場合の対処法などを、別紙一覧にして計画に添付するのも一つの方法です。
- 通常、校外学習の事前下見は1～2名です。下見の成果を最大限に得るためには、どんな点に着眼して調査してくれば良いか、調査項目を検討しておくといいでしょう。
- 宿泊の場合、避難口と避難経路の確認をすることはよくありますが、通常の校外学習で実施しているという例はないかもしれません。しかし、例えば薄暗い博物館に入ったときにどうするかなど最低限の確認を、その場で児童生徒や職員間で確認してから学習活動（見学等）を始める習慣も必要です。
- 通常、担任は自分のクラスの児童生徒の家庭連絡先を携帯します。災害時の対応のポイントは、誰でも対応する必要がある…ということですので、できるだけ職員は共通した緊急対応物品を携帯するようにします。

6

事前の下見の観点に、現地で被災した場合の様々なリスクを見つけることを盛り込み、実際の計画立案に反映させている。

下見に行って初めて状況が分かる・・・という部分もありますので、インターネット等を活用して可能な限り現地の状況を把握し、行程に沿ってリスクを想定し、調査項目を事前に設定した上で職員を派遣するようにします。

調査項目を設定するポイント

- 1 そこで児童生徒はどのように動いているか
- 2 そのとき引率職員はどのように付き添っているか
- 3 そのとき地震がおきたとときのリスクは何か
- 4 想定した対策が、そこで実行できるか

左記のポイントを
念頭において下見
をしましょう

7

現地に到着してから、引率職員と児童生徒とで地震発生時（緊急時）の対処方法を確認している。

これまでも宿泊するホテル等に到着すると、先ず最初に児童生徒と一緒に非常口や非常階段の場所を確認する・・・といった対応をしていました。

こうした対応は宿泊する場合だけでなく、日中の見学先でも実施できるように工夫しましょう。例えば、パン工場を見学する際、案内についていだけ・・・ではなく、緊急時の対応を確認してから見学を始めるようにしましょう。

8

校外活動時の緊急用携行品※の内容を検討し準備している。

※緊急連絡網、児童生徒との顔写真付きカード、医薬品 等

例えば4人の職員が引率する場合、緊急時用の携帯品は全員が携帯していることが望ましいでしょう。特に、現地でグループ別の活動を行うような場合、グループの引率教員は、それぞれに緊急の対応ができるように用意をしておくといいでしょう。

5 解説

寄宿舎で生活中に地震が発生した場合に備えて

1

舎生は、揺れが収まるまでと、揺れが収まってからどのように避難すればよいか、状況の違い（時間帯別、活動内容別、場所別）に応じて学習（理解）している。

地震が発生したとき、とっさに身を守る方法や避難の方法について、寄宿舎の生活の状況の違いを踏まえて指導し、そのために必要な生活習慣作りも防災の取組になります。

具体的には・・・

○舎室(学習中、就寝中)、浴室(入浴中)、食堂(食事中)、集会室(テレビ視聴中)、調理室(調理中)など、スペースや活動内容の違いなどを踏まえ、想定されるリスクに基づく対処方法を具体的に指導します。

- ドアを開けて避難口を確保する（全室共通）
 - テレビ等動きやすいものから離れて身を守る（集会室）
 - バスロープをはおり、着替えを持って外に避難する（入浴中）※
 - 着替え、履物を枕元において就寝する（舎室）※
- ※日常の生活指導の中で実践される内容です。

○深夜に地震が発生した場合、職員の避難の呼び掛けに気づかないことも予想されます。自分の居場所から、どこを通過してどこに避難すれば良いか、事前に練習しておくようにします。

2

舎生の実態や場所の状況に応じた避難方法（誘導、牽引、運搬）を検討し、必要な物（おんぶひも、ロープ 他）を用意している。

視覚障害や肢体不自由等の障害のある児童生徒が入舎している寄宿舎では、地震が発生した場合、自力移動の困難ができないことを踏まえた準備が必要です。

具体的には・・・

○視覚障害のある舎生の避難のために。

- 舎室から避難場所まで自力で移動しなければならない状況も想定されます。職員が真っ先に安全な避難場所に行ってラジカセを再生し、舎生が「ラジカセの音」を目指して移動できるようにする方法が考えられます。

○肢体不自由の舎生の避難のために。

- 自力での移動がほとんど困難になると想定し、職員がおんぶできるようなひもやロープを用意しておきます。

3

職員が4～5人の宿直体制になった時の対応方法についてリスクを想定し、可能な対策を職員間で共通理解している。

宿直勤務の時間中に地震が発生した場合、対応できる職員は3～4名程度です。更にその後の職員参集もできない可能性があります。

寄宿舍の防災計画が、寄宿舍職員全員で対応することを前提に作成されていると、夜間の宿直職員では対応できません。人数に応じて「取れる体制」と「できること」を想定しておくことが必要です。

具体的には・・・

- 全体計画を基準にして、「職員が●●人以下のときの対応」などのルールを決め、別冊にしたり、全体計画に吹き出しで補足説明したりします。
- ひと目で「やるべきこと」のポイントが分かり、誰もが対応できるような無記名のマニュアルづくりと全職員への周知を図ります。
- 「●●係は自分の係じゃないからわからない…」ということがないようにしましょう。

4

寄宿舍の日課（食事中、入浴中、外出許可を得て舎生が近所に買い物に出ている…等）のリスクを想定して対策を決めている。

寄宿舍における防災の取組として、「避難方法を練習（指導）」することの他に、日課ごとに、その状況に応じたリスクへの対応方法を整理し訓練しておくことも大切です。

○寄宿舍の日課、舎生の動き、想定されるリスク等を整理します。（例）

日課	地震発生時の舎生の動き	リスク	リスクへの対応
夕方の自由時間	買い物等で外出している	・居場所が明確でない ・安否確認が困難	・外出者対応マニュアルを作る
外食指導	外出している	・引率職員が少ない ・外出行程毎に様々なリスクがある	・校外指導計画に行程リスクへの対処方法を明記する
食事	食事中	・車椅子の場合身を隠せない	・車椅子には防災頭巾等を携帯する
入浴	入浴中	・体が濡れているのですぐ避難できない	・バスローブを用意する

5

校内に寄宿舎の職員しかいない夜間に、地域住民が避難してきた場合の対応について検討し、防災計画に反映している。

学校は、地域の避難所や避難場所に指定されてなくても、地域住民が避難してくる可能性は十分あります。特に寄宿舎のある学校では、「校内に職員が残っている・・・。」という状況から、寄宿舎の職員が、地域住民の避難に関して第一の対応者となることも予想されます。

具体的には・・・

- 地域住民が避難してきたときの学校の対応方法をマニュアル化しておきます。
- そのマニュアルについて寄宿舎の宿直職員は理解しておくようにします。
 - 管理職が学校に到着するまで（連絡が取れるまで）は、寄宿舎の職員が事実上の学校管理を担うことを想定しておきます。
- 寄宿舎のある学校の防災計画は、日中の学習の場としての防災計画と、夜間の宿泊施設としての防災計画の両方を兼ね備える必要があります。同時に、その学校に勤務する職員は、その両方について熟知しておく必要があります。

6

夕方以降（早朝）に地震が発生したとき、学校に残っている（出勤した）他学部の職員が、寄宿舎の避難・誘導、安全確保にどのように関わるか計画している。

「●●学校の防災計画」の中に、寄宿舎の防災計画が組み込まれていることが大切です。「●●学校寄宿舎防災計画」というように別葉のマニュアルになっていても問題はありませんが、寄宿舎の職員しか知らない・・・というものでは、いざというとき役に立ちません。

具体的には・・・

- 寄宿舎の防災計画について、他学部の職員も熟知するようにします。
 - 全職員に配付します。
 - 役割分担は、他学部の職員も組み込むようにします。
- 早朝や夜間は、寄宿舎の職員も手薄です。その時間に学校にいる他学部の職員は、どのように応援に入るのか、様々なケースを想定しておく必要があります。
- 早朝や夜間に地震が発生した場合、学校にかけつけられる職員の寄宿舎への応援体制も同様に想定しておきます。

6 解説

管理職不在時や行事開催中に地震が発生した場合に備えて

1

防災計画の組織、分担、指示系統の中で、管理職が不在の場合にどのように対応するか検討し、職員間で共通理解している。

防災計画における役割分担は、校務分掌における役割分担とは意味が異なるものという考え方が必要です。基本的には、誰もがその役割分担を代行できるようルールを決めておく等の工夫が必要です。

【管理職不在時のルールの例】

管理職がいない
学校に戻れるか不明

主事会で判断する

居合わせた職員で合議
して判断する

また、判断をゆだねられる職員の不安を少なくするために、緊急時の判断についてQ&Aを作成するのも一つの方法です。

2

学校の防災計画や避難訓練は、公開研究会、授業参観など、外部から大勢の人が集まったときの対応も想定して計画している。

学校行事など外部の人が大勢校内にいるときに地震が起きたらどうするか、想定しておく必要があります。当該行事の実施計画の中に、緊急時の対応を盛り込むことが必要ですが、緊急対応は行事計画の範囲を超えた対応につながっていくことになりますから、学校全体の防災計画の中に位置づけておく必要があります。

【例】学校公開の最中に大地震が起きた場合

外部からの参観者の安全確保をどうするか

- 行事開会前に非常口等の案内をする
- 非常時に備え靴は持ち歩いてもらう
- 受付名簿で安否確認をする 等

当該行事の実施計画の中に
盛り込むべき内容

参観者が帰宅困難になったらどうするか

- 参観者の宿泊方法の検討
- 参観者の非常食をどうするか
- 参観者の避難所移動の方法をどうするか 等

学校全体の防災計画の中に
盛り込むべき内容

7 解説

帰宅困難のため宿泊が必要となった場合に備えて

1

宿泊のために必要となるスペースを準備している。
→本部、宿泊スペース、医療活動スペース 等

帰宅困難者がいて学校を数日間の宿泊所として使う場合は、宿泊の状況を予想し、必要となる準備しておくことが必要です。

具体的には・・・

○緊急時の宿泊計画を作成します。

→宿泊所として必要な機能とスペースを整理します。

必要な機能	想定される場所	必要な留意点
宿泊場所	プレイルーム、音楽室等 カーペット敷の教室	間仕切りを立てる準備 男女それぞれに部屋を作る 夜間冷え込まない場所
本部	事務室	連絡機能のある場所 1階であること

→食事を提供するための方法を検討しておきます

想定していた場所が使えないこともあります。真冬に外しか避難場所がない等、悪条件が重なる場合も検討しておきましょう。

具体的には・・・

○宿泊スペース、調理スペース、救急スペースなどを一か所のみで計画せず、被災して当初計画した場所が使えないことも予測して、複数の場所に計画します

〈調理スペース〉→家庭科調理室 → 厨房 → ○○階段軒下 等

〈救急スペース〉→保健室 → スクールバス

〈宿泊スペース〉→プレイルーム → テントをブルーシートで囲む、すのこに毛布を敷く（屋外）

○複数の場所に用意ができるように、物品の準備も並行して検討します。

→屋外で調理できるような器具・燃料の準備

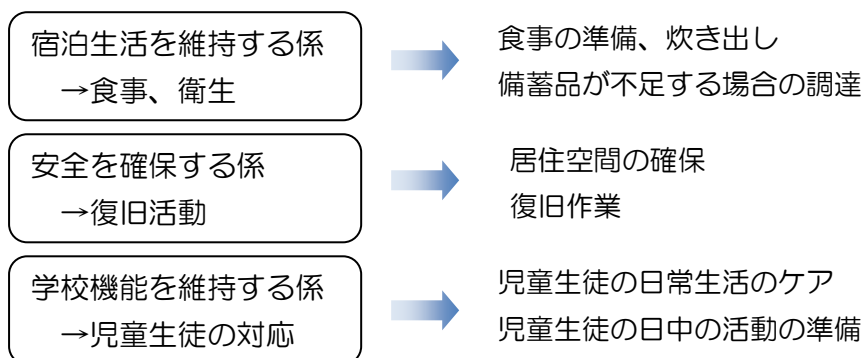
→仮設テント内で暖をとるため電源不要のストーブの確保



解説 帰宅困難のため宿泊が必要になった場合に備えて

2 児童生徒や職員が宿泊をする際に必要となる仕事を洗い出して分掌化し、担当者を充てれば動き出せるように準備している。

帰宅困難のために宿泊が複数になることも考えられます。その場合、日中の対応について以下の点に留意して計画しておく必要があるでしょう。



3 学校宿泊が長期化し、日中も夜間も勤務する必要が生じる場合を想定し、二交替、三交替などの勤務割振りができるように準備している。

学校に児童生徒が帰宅困難のため宿泊が続いている場合、非常措置として夜勤を交替で行う体制を準備しておく必要があります。

4 児童生徒及び職員全員が 2～3 日程度宿泊可能な備蓄品（水、食糧、衛生用品、医薬品、電源、個人の薬 等）をリストアップし、準備している。

甚大な被害が生じるような大地震の場合、長期的には自治体と連携した避難生活への移行が必要ですが、「保護者に引き渡すまで」「自治体による避難所開設が始まるまで」の一時的な措置としては、2～3 日程度の備蓄が必要となります。

具体的には・・・

- 「学校の備蓄」ではなく、「在籍児童生徒と職員の備蓄」として、自分たちの身を守ることを目的に保護者会等の協力のもと、必要物品を購入します。
 - 上記の購入物品は、更新時には児童生徒及び職員が持ち帰るようにします。
 - 基本的な医療品、医療用具は学校の備蓄品を使用します。しかし、個々に必要な医薬品や医療用具については、個人負担で学校に預けておく体制を取りましょう。
 - 人工呼吸器の電源については、個々に所有する器械のバッテリーの予備を家庭から預るなどして、非常時に備えましょう。
- ※人工呼吸器の電源については、ポータブル発電機等を電源にすることはできません。宿泊を要する状況になった場合、人工呼吸器を使用する児童生徒については宿泊させず、病院へ搬送する方法を検討しておきましょう。

※必要物品のリストは「避難及び帰宅困難に対応するための備蓄品一覧」（63頁～）を参照

5

児童生徒の配慮事項（服薬・摂食・アレルギー・医療的ケアの方法等）を、緊急時に多くの職員が理解できるような方法を工夫している。

児童生徒一人一人についての配慮事項について、日常的には学級担任や養護教諭が把握しています。しかし、緊急時には、近くにいる職員が対応しなければならない状況も考えられます。

具体的には・・・

- 緊急時対応カードを作成して、緊急持ち出し用品とする。
→児童生徒の安全・健康管理上必要な情報・留意点を顔写真とともに記載したカードを作成し、非常時に職員の誰もが活用できるようにしましょう。
- 緊急時対応カードの更新、管理のルールを決めておきましょう。
- 避難訓練と併せ、職員間で児童生徒の安全・健康管理上必要な情報・留意点について、確認し合う機会を設けるようにしましょう。

6

停電に備え、病院等に搬送する段どり（病院の了解、学校からの搬送手段）を確認している。

人工呼吸器を使用している児童生徒のための電源確保については、市販のポータブルバッテリーでは安定した正弦波の電気が供給できないことから、現時点では、家庭の協力を得てバッテリーの予備を持参していただく等の協力が必要です。

また、長時間の停電が続く場合には、早急に大きい病院へ搬送するなどの対応にシフトさせる必要があります。

具体的には・・・

- 学校周辺の医療機関に、児童生徒の事情について説明するとともに、協力を得られるようにしておきましょう。
- 学校の防災計画を立案する段階で、近隣病院と協議しておきましょう。

※予備バッテリーを預かる際の注意点

使わないでおくとも自然に容量が減ってしまいますので、長期に預かったままにしておくのは危険です。定期的に持ち帰ってもらい充電しておくなどの注意が必要です。

8 解説

避難所等の指定に向けて 市町村と協議するために

1

既に福祉避難所や避難場所の指定を受けている特別支援学校が、自治体と取り交わした確認書等の事例について入手し確認している。

巻末の「参考資料」に、過去、県内の特別支援学校が地元の自治体と取り交わした協定書（確認書）の内容が分かるものを掲載してありますので参考にしてください。

また、地域又は学校により必要となる条件（内容）が異なりますので事前に地元の自治体と十分検討するようにしましょう。

なお、協定書等を取り交わす場合は、巻末の「参考資料」に掲載した教材第158号（昭和52年通知）により手続きをしてください。

2

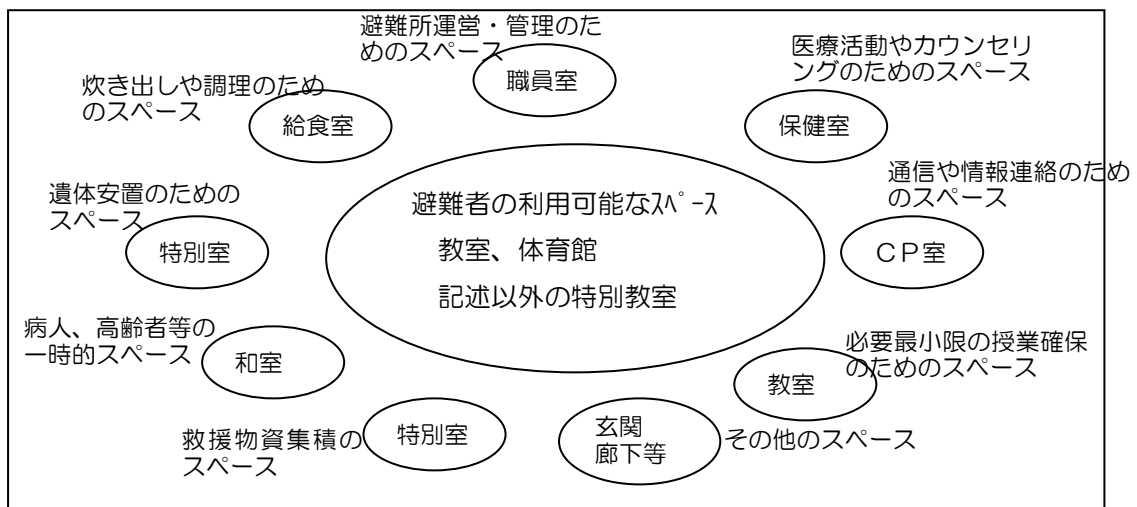
過去の大震災等で避難所等になった学校（特に特別支援学校）の状況について、情報を入手し検討している。

阪神淡路大震災、中越地震、東日本大震災において、実際に避難所となった特別支援学校の様子が、インターネット上の様々な防災サイトで紹介されていますので、参考にすると良いでしょう。

3

学校の収容可能な人数について、算出している。

一般に避難所は、1人当たり2～4㎡のスペースで想定されているようです。避難の状況により一定ではないようですが、自校の中に避難所としてのスペースがどのくらい確保できるのか、およその計算をしておくことは目安になり、自治体との協議の参考になります。



参考：千葉県「災害時における避難所運営の手引き」（平成21年10月）から（3頁）

4

避難所等となることについて、保護者や職員からの意見を把握している。

学校が福祉避難所となる場合、以下のことについて保護者と教職員に説明しておく方が良いでしょう。

【保護者へは・・・】

- ・自治体との協定内容を分かりやすく説明しましょう。
- ・特に、家族や卒業生の受け入れについては、どのようになるのか説明が必要です。

【職員へは・・・】

- ・避難所としての役割を受け入れる際に、職員はどの程度連携するのか、自治体と確認した内容を職員に伝え、理解・協力を促します。

5

協定書や運用マニュアルの内容・解釈について確認している。

一般に協定書は条文形式になっており、具体的ではありません。そこで約束を実際に運用できるよう「マニュアル」を別途作成し、運用上のガイドラインとする場合が多いようです。しかし、このマニュアルにおいても、学校の理解と自治体の理解がずれる場合があります。できるだけ細かく確認し、担当者が変わっても、確認事項が引き継がれるようにしましょう。

6

市町村が行う避難所運営に対し、学校（職員）の関わり方を確認している。

自治体が特別支援学校に対して期待していることは、職員の専門性です。一般の避難所での生活が難しい障害者、高齢者、病弱者などへの支援を行うにあたり、バリアフリー等の特徴を兼ね備えた特別支援学校の施設設備のメリットと併せて、職員が有する専門性にも期待しています。

特別支援学校として、地域の非常時に役立つことは大切ですが、授業中で児童生徒がほぼ全員いる状況下で、果たして特別支援学校が地域の避難所になり得るかどうかは、慎重に判断しなければなりません。

授業中に避難所となる場合、夕方以降に避難所となる場合、教育活動の継続（再開）との関係での判断など、様々な視点からの判断が必要です。

7

避難所開設中の教育活動の実施方法について確認している。

非常時であっても、学校は教育施設であり、復旧に向けた取組も第一に教育活動の再開を目指すことにあります。

学校が日常を取り戻すことは、児童生徒の心のケアになるとともに、保護者をはじめとする大人の復旧活動を一層安定させることとなります。

自治体と協議をするときは、このことを忘れずに話し合いましょう。

8

避難所閉鎖の判断基準や手続きを確認している。

この取り決めは、協定書等に明文化しておく必要があります。期限、撤去の目安、現状復帰、費用分担等について、確実に協議・記載するようにします。

9

避難所運営・管理（セキュリティを含む）の方法について市町村と確認している。

学校の管理を、自治体と学校が共同で行うこととなります。防火管理、戸締り、防犯（警らを含む）等について、職員の勤務体制を含めて協議します。

その他、自治体と協議（事前確認）することについては、チェックシートにある18項目（14頁 チェック項目 No.10～27）を基本にすると良いでしょう。協議をする中で、学校を避難所として利用する姿がイメージできてくるでしょう。

9 解説

保護者と連携・協力をするために

1

引き渡しや一時預かりを行う判断の目安（ルール）について全職員が共通理解しているとともに、保護者にも周知している。

災害が発生したときのために「引き渡し訓練」などの実地訓練を多くの学校が実施していますが、予期せぬ事態になった場合の対応については、事前に保護者と確認しておきましょう。

保護者との約束は、基本原則を押さえる！

○原則は・・・

災害が起きたらバスは学校に戻る・・・

災害が起きたら、先ず保護者は学校に行く・・・の2点ではないでしょうか。

○保護者の方と単純明快な原則(ルール)は、保護者の安心感にもつながります。

【可能性のある予期せぬ事態における対応の例】

スクールバスが途中から運行不能。現在地は〇〇バス停付近。
(保護者と連絡が取れる状態)

運行時刻表を家庭に配付し、学校と確認の上、現場に迎えに行ってもらおう。

※ 保護者は、“今の地震”で、スクールバスが運行を続けられているのか、途中で走行不能になっているのか分かりません。また、停電等の状態になれば学校からの（学校への）連絡も取りにくい（取れない）状況になっていることも予測されます。

原則を考える場合は、その点に留意して、各学校の事情を踏まえて検討しましょう。

保護者が引渡しに向かうことができない。学校と連絡不能。

保護者から連絡があるまでは学校で預かる。

地震発生後数日たっても保護者からの連絡がない。

市町村福祉課や児童相談所と対応を協議しその結果で進める場合がある
例：学校以外の施設に一時的に預ける場合もあること等

保護者と連絡が取れない中での病気・怪我等の緊急処置の判断

医療上の必要且つ最善の判断で対応することについて同意を得ておく

例：大けが等により手術、輸血等の処置が緊急に必要な場合

2

本人・保護者確認のためのツール（引き渡し用カード等）や、手続きのツール（引き渡し控え／記録帳）等を用意し、職員は使い方を知っている。

確実な引き渡しを行うためのチェック機能として、引き渡しカードや引き渡しノートが活用されています。担任だけが手続きを知っているのではなく、校内の職員全てが手続きを熟知していることが大切です。

また、職員の誰もが熟知していれば、学校以外の場面で、カード等のツールがなくても必要な確認・チェックを確実に行って引き渡すことが可能になります。

3

保護者が迎えにくるまでの生活上の注意点（食事、服薬、機能維持のための行為等）について、保護者と確認している。

多くの場合は年度はじめの家庭調査や健康調査等により学校が把握しています。しかし、朝晩の服薬、夜寝る前のストレッチ、入浴時のパターン（こだわり）など、日中の学校に直接関係しないことなどは学校に伝わっていないこともあります。

しかし、突然宿泊になった場合（数日間に延長される場合もある）に、情緒を安定させて生活するためには必要な情報です。参考情報として把握しておきましょう。

4

保護者と確認した上記の内容について、緊急時には担任以外でも把握できるツールを用意している。

日頃は、当該生徒に関する様々な情報を保護者から受けている担任が、怪我等の事情で対応できない・・・といった場合も可能性としてあることから、情報は必要になったときに、他の学校職員が確認できるようにしておく必要があります。

学校全体で情報を共有・活用することについては、保護者の了解を得ておきましょう。

5

防災ずきん、常備薬、紙おむつ、愛用品等、児童生徒が避難中に必要とするものについて確認し、予備を学校に用意してある。

保護者の協力を得て、予備として学校で預ります。

6

医療的ケアを必要とする児童生徒については、主治医との確認を含め、学校に備えておくもの（預かり品を含む）について確認している（人工呼吸器のバッテリー等）。

保護者の協力を得て、医療的ケアに必要な物品を予備として学校で預ります。

7

緊急時の複数の連絡・通信手段について、保護者と共通理解している。

電話、学校ホームページ、携帯電話、メール（一斉送信システムを含む）、災害用伝言ダイヤル（NTT）等、それぞれの保護者に学校が取れる通信連絡方法について十分説明・連絡をしておきましょう。

NTT東日本
災害時の安否情報が
やりとりできるサービス

災害用伝言ダイヤル
「171」

録音は
171 → 1 → 相手の☎番号 → 録音

再生は
171 → 2 → 相手の☎番号 → 再生

8

災害発生時の学校の対応について、保護者に十分周知している。

予期せぬ事態になったときに学校はどのような考えで対応するかを、説明会、プリント配付等の手段により十分説明しておきましょう。

（家庭への説明配付資料の例）

大切なお知らせです

非常変災が起きたときの学校の対応について

平成〇〇年〇月〇日
県立〇〇特別支援学校

非常変災が起きた時、学校はお子さんの安全を最優先に対応いたします。登校してから下校（帰宅）するまでの間に、大きな災害が発生した場合について、以下のように対応してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

- 1 登下校時の対応（スクールバスを含む）について
- 2 学校と保護者間で連絡が取れない／帰宅困難等になったとき
- ⋮
- ⋮
- ⋮

自力通学者、スクールバス利用者など分けて書く

原則を書く
個別のケースは個々に確認する旨を書く

10 解説

地域と連携・協力をするために

1

学校が教育対象としている障害種の特徴について、具体的に地域住民に理解してもらうための広報活動をしている。

まず、地域社会の中で特別支援学校の存在を知ってもらうこと、特別支援学校に学ぶ子どもたちの特性を知ってもらうことは、防災の取組を進める際の基本でもあります。

地域の町内会の回覧紙の中に、学校便り等を入れてもらうなど、周知に努めると良いでしょう。また、地域と結び付いた、これまでの各学校の様々な工夫を一層充実させていくと良いでしょう。

2

学校が行っている防災活動の内容や特徴を、地域住民に理解してもらったり関心を持ってもらったりするための取組をしている。

基本は学校の広報活動が地域に知られているか・・・ということですが、特に防災に関する取組については、非常時の地域連携の際に役立ちます。

人数等の調整については町内会役員に相談すると良いでしょう。

【学校の防災訓練に地域住民を招いて実施する例】

消火訓練を、周辺住民にも声をかけて実施する

→水消火器などは、消防署が準備をしてくれます。

避難訓練、起震車体験、交通安全教室等を、周辺住民にも声をかけて実施する

炊き出し訓練を、周辺住民にも声をかけて実施する

→互いに何が準備できるか、話し合うところから相互理解が深まっていくと思います。

3

学校の防災計画や緊急時の対応方針・方法について、必要に応じて地域住民に説明している。

例えば以下の方法により、地域住民に説明しておく良いでしょう。

→学校のホームページに学校防災計画／マニュアル等を掲載する

→学校公開、参観日、公開行事（運動会、文化祭、販売会）で、学校の防災の取組を分かりやすく説明したリーフレット等を配付する。あるいは公民館などに配置する。

4

地域と学校が、それぞれの防災の取組について理解し合う機会を設けている。

- 学校公開の学校概要説明の際に、防災の取組について触れる。
- 開かれた学校づくり委員会等に出席している地域住民に説明する。
- 地区の防災会議等に参加していく。
- 地元の消防署の活動に学校として連携する。

5

避難所等の指定はされていないが、地域の住民が避難しなければならない状況になった場合を想定して地元自治体と確認している。

地震により火災が発生した・・・、津波から高所に避難する・・・等の理由で、緊急時には学校の施設利用が求められることが考えられます。

特別支援学校だから・・・ということが高齢者や在宅の障害者を預けていこうとする住民の方も来校することも考えられます。

基本的な考えとして、学校は教育機関として、非常時においても教育活動の維持・再開を考えていくことが優先事項であり基本原則でしょう。そうした基本原則を地域住民に理解していただくことも、地域連携を進める際には必要なことです。

そうした基本姿勢を理解していただきながら、積極的な地域開放に努めていきましょう。

6

災害発生時に学校が対応できること、対応できないことについて、地元自治体や地域住民と確認している。

障害のある子どもたちを教育しているから、いざというときは「要援護者の支援は特別支援学校のスタッフの協力を・・・」と考えられることは当然予想されることです。可能な限り協力していくことは必要です。

ただし、⑧避難所開設に向けて・・・でも説明したように、児童生徒が学校にいるときの協力は現実的に難しいことを伝えておくことは必要です。



7

医療的ケアや配慮の必要な疾患のある児童生徒への支援協力について、関係機関や近隣の病院と確認している。

阪神淡路大震災では病院に患者があふれ、医師も機材も医薬品も不足している状況がありました。生命維持の困難な児童生徒の緊急搬送について、事前に病院の理解を得ておきましょう。

人手不足のため、搬送した児童生徒への24時間の付き添いを求められる可能性もあります。保護者がかけつけられない時は、学校職員が対応します。そうした対応の可能性を学校の防災計画に反映しておくとい良いでしょう。

8

地域の防災機能、防災資源について把握し、相互に利用しあうことについて関係者と確認している。

○地域住民が被災し困窮しているとき、学校に協力を要請してくることを想起して、その対応について検討しておきましょう。私的な借用には応じるべきではありませんが、地域と連携して防災にあたるという趣旨から、学校として予め判断の目安を持つておくことは必要でしょう。

- 寝泊まりの場所を開放して欲しい
- 校庭で煮炊きをさせて欲しい
- 学校には簡易トイレがあるようなので使わせて欲しい
- 生活用水として学校のプールの水を使わせて欲しい
- 家に簡易トイレをつくりたいので砂場の砂を分けて欲しい
- 学校の自転車（車）を貸して欲しい
- いざというときは学校の消火器を貸して欲しい

地域住民が、緊急かつ切迫した状態で救援を求めてきたときは、やむを得ず対応することになるでしょう。

（家が燃えだした!! → プールの水や消火器を貸し出す、消火活動に加わる 等）

学校の施設・設備は教育財産ですから、非常時ではあってもその保全に努める必要があります。

避難時における地域住民への対応については、市町村の事務・判断によります。住民から要望があったときは、市町村と協議して判断することになります。

11 解説

防災計画を作成するために

1

防災計画に示した「計画」が“願い・希望”や“抱負”ではなく、具体的な行動を示した計画になっている。

学校が作成する防災計画は、職員の行動（何をすべきか）を明確に示したものでなくてはなりません。計画の内容が「・・・が大切である。」とか「・・・に十分注意する。」等の具体性に欠ける表現に終始していたのでは、実効性に欠けます。

複数の必要な行為を一言で表そうとすると抽象的で願いを描くような文章になりがちです。必要な場合は、1つ1つ事例をあげ具体的に指示します。

2

避難訓練の実施計画だけでなく、学校教育活動の様々な場面において考えられるリスクを踏まえて、防災の取組について計画されている。

この防災セルフチェックでも、課業中以外の場面を想定したチェックを用意してあります。学校の防災計画も、様々な日課・活動を想定して立案しましょう。

【防災計画の中で対応を検討しておく必要がある場面の例】

登下校時	授業中	休み時間
プール指導	調理実習中	食堂にいるとき
スクールバス運行時	校外学習時	真冬・真夏・雨天時
寄宿舎生活中	来校者のいる行事中	管理職不在時
職員が手薄なとき	厨房	

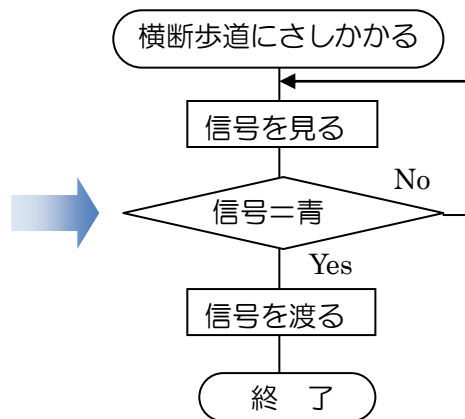
3

職員が理解しやすいように図等を多用し、具体的な行動が想起できる、わかりやすい文章になっている。

ビジュアルな資料作成が必要です。図や表、フローチャートなど、視覚的な説明を多用した計画資料となるよう工夫してみましょう。

(参考例)

〈横断歩道を渡る手順について〉
安全に横断歩道を渡るためには、横断歩道に差しかけたところで、まず信号を見ます。信号が青のときは渡ることができますが、青でなかった場合は青になるまで待ちます。信号が青に変わったら横断歩道を渡り、渡り終えれば終了です。



4

組織上の担当者が不在の場合でも、代替が可能となるような対策を取っている（例えば対応方法をカード化して場所毎につるす等）。

防災計画における役割分担は、災害が発生していない平時においては「当該業務の担当者」として「窓口」となります。しかし、大地震が発生し、職員が手薄、管理職もいない、児童生徒は下校の途中、スクールバスも保護者も連絡が取れない・・・といった状況では、年度始めに配付される「係分担と担当者が細かく割り振られた防災組織図」が機能しない可能性があります。

大事なことは・・・

- 1 迅速に職員が動き出せるようにすること
- 2 割り振られた仕事のやり方が大体分かっていること

具体的には・・・

- 本部設置場所に最初に駆けつけた職員が「本部」を立ち上げる。
 - 事務室、職員室等に移動黒板を持ち込み、本部の仕事を開始する。
 - 分かり得る状況と、可能な対応を整理する。
 - 居合わせた職員で係分担を決め動き出す。
- 割り振られた係として何をすれば良いか分かるように、必要事項が解説された資料を透明の塩ビケース等に入れて用意しておく。

防災計画は、上記の対応が取れる計画であることが大切です。

更に、日頃の避難訓練についても、所定の役割を実行する訓練から、その場で（即興的に）役割が決まり動き出す・・・といった訓練も、研修メニューの一つとして試みることも必要です。

5

職員の参集計画を作成し、職員は自分の参集方法を承知している。

学校への参集計画について、職員への周知を徹底しましょう。

なお、職員の居住地を千葉県地図にプロットし、例えば通学途上の〇〇さんの保護に向かいやすいのは△△先生が近い・・・などのシミュレーションをしておくことも有効です。

6

防災組織が有事のためだけでなく、日常の取組（分掌等）に反映されるようなシステムになっている。

業務の効率化という点から、日常の校務分掌と防災計画上の係分担は関連性を持っていることが有用性を高めると考えられます。

例えば、防災の係として担当するエリアが、日常の安全点検や掃除分担のエリアと一致している・・・等です。

（留意点）

学級担任は、児童生徒の指導・保護・誘導にあたる・・・という理由で、防災上の様々な係分担が割り振られない場合があります。児童生徒がいる授業中に災害が発生した場合は当然ですが、早朝や夕方等に災害が発生した場合は、他の仕事も担当することになります。

誰でも割り振られた仕事がイメージできるように準備をしておくといいでしょう。

7

学校の防災計画や避難訓練は、真夏の猛暑時、真冬の厳寒期、風雨の最中など、気候条件の違いから必要になることを想定して計画している。

避難訓練も学校行事のひとつですから、天候条件や行事の入れやすい時期など、実施上の都合を反映して計画されています。リアルさを追求して、わざわざ雨風の強い中で実施する必要はありません。

しかし、自然災害ですので、防災計画を立案するときは、様々な悪条件を考慮しておく必要があります。現行の「標準としての実施計画」以外に、あらゆるバリエーションを考えることになり相当の仕事量になりますが、検討すると良いでしょう。

雨天のとき地震発生！ 体育館天井が崩落。どこに避難するか・・・

→昇降口に集まって →ビニールシートが大量に必要… →購入計画へ

体温調節が困難な生徒が帰宅困難に。夜になって停電。室温は30度・・・

→うちわが必要。でも発電機があれば冷蔵庫が使える… →発電機の購入へ

真冬に大勢が帰宅困難。どうやって暖をとる？

→石油ストーブの購入。薪のストック。床にダンボールを敷くだけでも…

8

学校の防災計画や避難訓練は、地域が抱える被災のリスクを考慮した計画になっている。

○津波の想定

- 児童生徒が学校、寄宿舍にいるときの計画に反映する。
- スクールバス運行中の計画に反映する。
- 校外学習実施計画の中に反映する。

○周辺は住宅密集地

- 避難経路・方法について、学校周辺の火災を想定して計画する。
- 避難所指定を受けていなくても住民が避難してくることを想定している。
- 学校を離れて避難するとき、住宅密集地のどの路地を通して避難するか計画する。

○スクールバスが液状化しやすい地域を運行している場合

- スクールバス運行コース上のハザードマップを作る。
- 待避先の選定、応援職員の派遣、近隣学校等への救援依頼等を計画する。



12 解説

学校の防災に関する取組の充実のために

1

安全点検で確認する箇所／観点が明確になっている。また、点検方法も明確になっている（目視、打音、負荷をかける、動作確認）。

校内安全点検表の例

No	点検項目	4月	5月	6月	1月	2月	3月
1	釘やびょうなどは安全に処理されている	○	○	○	○		
2	天井、壁、床などは亀裂はない	○	△	△	△		
3	テレビや棚は固定されている	×	×	○	○		

（○…問題なし △…修理等を依頼中 ×…要改善）

学校では、各教室やエリアごとに防火管理責任者や防災管理者を決め、上記に類した安全点検カードにより、担当箇所の安全点検を実施しています。

通常は目視で確認するケースが多いと思いますが、「強く押したらグラグラした」「子どもが乗ったら割れるかもしれない…」等、リスクを想定した確認をするようにします。

この場所で、この部分について、子どもはどんな触り方やどんな動き方をしている可能性があるか、想像しながら点検することが大切です。安全点検カードには、そうした予見のポイントを併記すると良いでしょう。

No	点検項目	4月	5月	6月	1月
1	釘や画びょうなどは安全に処理されている （触ると切り傷を作ったり、壁に児童生徒がぶつかったら抜け落ちたりするリスクはないか？）	○	○	○	○
2	天井、壁、床などは亀裂はない （新しいひび、広がっているひびはないか？）	○	△	△	△
3	テレビや棚は固定されている	×	×	○	○

2

点検で不具合が発見された場合、すぐ行う対処方法について取り決めがある（予算があれば修理、無ければ使用/立ち入り禁止等）。

年度の前半は予算の執行が慎重に進められるため、業者に頼む修繕も年度末まで見送られる可能性があります。

修理・改善が終わるまでは、原則使用禁止（休止）、立ち入り禁止等にすべきです。

3

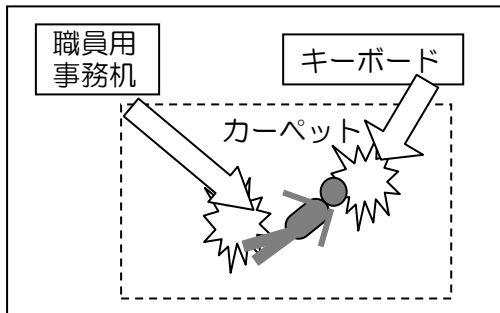
校内の窓ガラスに飛散防止フィルム貼り付けの処置が済んでいる。
(最低限、避難経路となる場所)

特別支援学校では、全ての学校で飛散防止フィルムが貼りつけられた窓ガラスになっています。ただし、今後窓ガラスが破損し交換する場合は、フィルムが貼りつけられたガラスであることを確認する必要があります。

4

落下・転落防止の処置ができています。
(処置ができない場所には、処置のできないものをおかない)

大きい地震では「物が飛んでくる…」と言われていています。また、落下や転倒だけでなく、横滑りも注意しなければなりません。必ず固定してあるかどうか確認しましょう。



左図は特別支援学校でよく見られる指導場面の例です。医療的ケアの必要な児童生徒が横になって指導を受けています。教室内にある教員の事務机が大きな揺れの際には横滑りして飛んでくる可能性があります。

阪神淡路大震災では、音楽室やプレイルームに置いてあるグランドピアノ（約 350kg～）やアップライト（約 250kg 前後）が相当なスピードで移動し、壁等にぶつかっていたという事例があります。

5

消火器、防火用砂、防火用水の位置は、全ての職員が理解している。

消火器、防火用砂等はどこに置かれているか、十分確認しましょう。例えば、自分の学校の校内図を見て「ここと、ここに消火器がある・・・」と言えるようにすると安心です。万が一、火災が発生したとき、一番近い消火器等がどこにあるか、職員として分かっておく必要があります。

6

職員は非常時に備え、機能的な衣服・靴の着用に努めている。

非常時には、職員が児童生徒を抱きかかえて避難しなければならない状況も想定されます。指導中の衣服・靴については、児童生徒の安全確保を最優先に、機能的なものを着用しましょう。

7

消火器、AEDの操作、心肺蘇生法等について、職員は習熟している。

職員研修の機会を積極的に設け、十分な習熟を図りましょう。

8

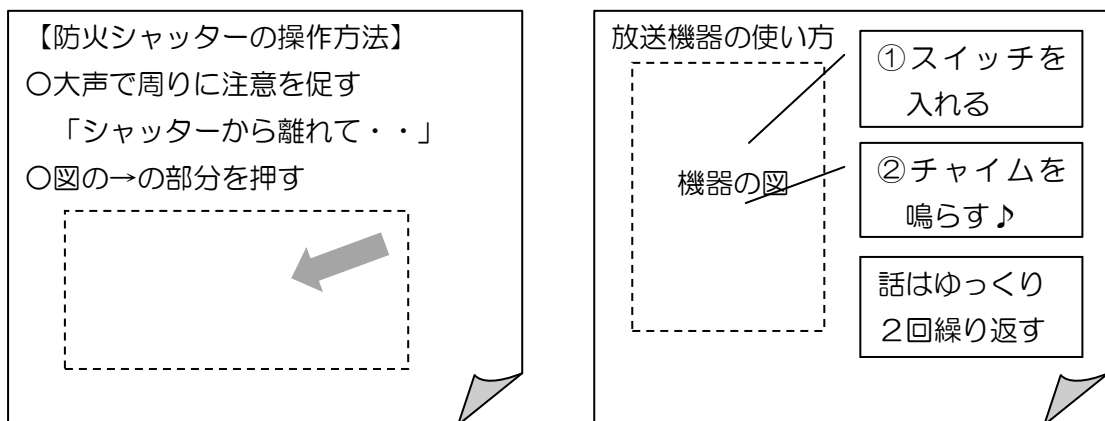
緊急放送システム、非常ベル（消火栓）、防火扉（シャッター）の操作について職員は習熟している。

9

担当（役割）以外の職員でも対応可能となるよう、とっさのマニュアルが壁に掲示されていたり添えられたりしている。

とっさのときにまごつかないように、分かりやすいマニュアルを大きく拡大して、必要な場所に掲示しておくことは有効です。

このようなメモを見えるところに貼っておくのも一つの方法です



障害の特性への対応についての解説は、参考資料「主な障害の特性と災害時（地震）に予想される困難」を参照して下さい。

參考資料



主な障害の特性と災害時（地震）に予想される困難

1 視覚障害

特徴的な障害の特性 ※1	災害時（地震）に予想される困難
<p>①光を感じない全盲、眼鏡や拡大鏡の使用で文字の識別が可能な弱視、狭い視野、特定の色の識別が困難な色覚以上と様々な特性の違いがあります。</p> <p>②弱視の場合、見えにくいので細部、全体、境界、速い動き等の認識が難しいです。</p> <p>③場所や環境が変わると日常的な行動が難しくなり歩行や移動が制限されます。</p> <p>④掲示やプリント等の視覚による方法では情報がつかめません。</p> <p>⑤危険を知らせる赤や黄色と他の色との区別が難しい場合があります。</p>	<p>①突然の揺れに対し、自力での出口確保、安全な位置への移動に困難があります。</p> <p>②施設・設備の転倒・倒壊等、身の回りの状況が日常と異なると、自力での歩行・移動が極めて困難になります。そのため迅速な避難が困難になります。</p> <p>③避難所等では位置関係が把握できないので主体的に動くことが困難となり、生活全般に介助・支援が必要となります。</p> <p>④緊急に貼りだされる注意や連絡等の掲示物の情報が把握できず、取り残される可能性があります。</p>

2 聴覚障害

特徴的な障害の特性※1	災害時に予想される困難
<p>①完全に聞こえない程度から大きな声なら聞き取れる程度まで様々ですが、基本的には音や音声による情報の把握が困難です。</p> <p>②音声での会話が難しく、筆談や手話等によるコミュニケーションが必要になる場合があります。また自ら音声での情報発信は困難です。</p> <p>③外見からは聴覚障害であることが分かりにくいです。</p>	<p>①サイレン、呼びかけ、放送のアナウンス等、音や音声による注意や情報が分からないので、大事な情報が知らされないという心配があります。</p> <p>②周囲とのコミュニケーションが成立しにくく、手話等の支援者を必要とすることから、避難時や避難後の生活の中で孤立してしまう危険があります。</p>

※視覚障害と聴覚障害の両方を併せ有する場合は、上記の両方の困難を抱えていることになります。

3 肢体不自由

特徴的な障害の特性	災害時に予想される困難
<p>①日常の運動・動作や姿勢保持が困難で、日常の身辺処理（更衣、食事、排泄）などにも困難があります。</p> <p>②車椅子やウォーカー等の補助具がないと自力での移動は困難です。</p> <p>③体温調節、排泄等の自律神経の障害を伴ったり、知的障害、視覚や聴覚の感覚障害を伴ったりする場合があります。</p>	<p>①突然の揺れに対し、自力での出口確保、安全な位置への移動が困難になります。</p> <p>②施設・設備の転倒・倒壊等により通路が寸断されると、車椅子やウォーカーでの移動が困難になります。</p> <p>③段差や上下階移動の移動が極めて困難になり、迅速な避難は極めて困難です。</p> <p>④避難後の生活での運動・動作、身辺処理について必要な介助や設備が得られないため、大変辛い状況が予想されます。</p>

4 病弱

特徴的な障害の特性	災害時に予想される困難
<p>①心疾患、腎疾患、小児がん、白血病、筋ジス等の疾患の他、喘息、肥満、拒食・過食、心身症など慢性疾患のため運動、食事、安静、服薬等の生活規制があります。</p> <p>②日常的な医療的ケアなど医療との連携、心理面への配慮が不可欠です。</p> <p>③外見からは障害が分からないので、疾患による不都合がなかなか理解してもらえない場合があります。</p>	<p>①設備の損壊や停電などのため、日常的に必要な医療支援が受けられなくなる危険があります。</p> <p>②薬、医療用具の確保が困難になる場合が予想されます。</p>

5 知的障害

特徴的な障害の特性	災害時に予想される困難
<p>①知的発達に遅れがあり、言葉の表出、物事の説明、指示の理解、計算、類推、判断等について年齢相応の処理が困難です。</p> <p>②意思の疎通、安全への意識、余暇利用など社会生活全般に、年齢相応の処理が困難です。</p> <p>③急激な環境の変化に対応することが苦手で、パニックなどになり固まってしまうこともあります。</p>	<p>①危険な状況を理解して危険回避のための行動を取ることが困難な場合もあります。</p> <p>②過去に経験・学習したことに忠実なため、逆に危険回避が困難になる場合があります。（消火活動と避難開始の判断など）</p> <p>③避難後の臨機応変な対処指示や連絡の内容が理解できず、混乱する心配があります。</p>

6 自閉症などの発達障害

特徴的な障害の特性	災害時に予想される困難
<p>①独り言、言葉の繰り返し、一方的に話す、字義通りの理解、比喩や冗談の理解が困難など、言葉でのコミュニケーションに困難が見られます。</p> <p>②手順、ルール等、自分が理解した秩序の変更や修正が苦手です。また特定のものへの固執、反復行動、感覚的刺激への没頭などが見られる場合もあります。</p> <p>③感覚面で極端に敏感だったり、逆に鈍感だったりします。子どもの泣き声や騒がしい音に怯えたり集団に入れなかったりパニックになったりすることがあります。</p> <p>④人との関わり、感情の理解・共有など社会性に困難があり、対人関係の構築やコミュニケーション等に困難が見られます。</p> <p>⑤外見からは障害の特性がわかりにくいです。</p>	<p>①周囲と適切なコミュニケーションがとれないことで、トラブルを起こす心配があります。</p> <p>②非日常的状況下で、精神的に不安定になり、自傷行為やパニックなどのため避難所での集団生活ができなくなったり、常時の付き添いが必要になったりする可能性があります。</p> <p>③こだわりから、いつもと違うトイレや食事ができなくなることがあります。</p> <p>④体調不良や怪我の痛みを自分から訴えたり説明したりできないため、適切な治療をしてもらえない可能性があります。</p>

7 医療援助や医療的ケアを必要とする重度の重複障害 ※

特徴的な障害の特性	災害時に予想される困難
<p>①殆ど言語を持たず、自他の意思の交換や環境への適応が著しく困難で、常時の介護を必要とします。</p> <p>②障害や疾病により状態が様々で、人工呼吸器、人工透析、経管栄養など、生命維持に関わる医療援助を必要とする場合も多いです。</p> <p>③体調の時差・日差変動などがあり、体温調整、水分補給、吸引、バイタルサインの確認等、日常的な健康管理が必要です。</p>	<p>①多くの場合が全介助に近い場合、避難時の移動が極めて困難です。</p> <p>②停電となった場合に、人工呼吸器、人工透析、痰の吸引など、電源を必要とする医療支援が困難になります。また、混乱の中で、介助をする支援者の確保も心配されます。</p> <p>③摂食可能な食材、必要な薬、必要な医療用具の確保の困難が予想されます。</p>

※1 特徴的な障害の特性については、「災害時要援護者 避難支援の手引（平成21年千葉県）」や「特別支援教育の実践の手引 平成23年度版（千葉県総合教育センター）」を参考にしています。

※2 この場合の医療的ケアは、保護者、看護師、教員等の介助を必要とする場合を想定しており、自分で服薬や注射するような医療的ケアを含めていません。

避難及び帰宅困難に対応するための備蓄品一覧

備蓄品をリストアップするにあたっての考え方

このリストは、地震が起こり避難する際と、帰宅困難となった後、保護者引渡しや避難所への移動があるまでの間、緊急に学校で避難・待機する際に必要となりそうな品目をあげました。

※備蓄品の種類・数量については、学校の事情によります。

1 視覚障害のある児童生徒に役立つものとして…

備蓄品	用途等
ロープ（ひも）	①避難時の誘導の際に児童生徒に握らせる。 ②避難路に張りめぐらし、即席の経路のガイド用ロープとする。 ③避難・待機している場所の、様々な位置を誘導する道具として。
鈴（音の出るもの）	避難する時、誘導者（教員）が鳴らしながら（身につけて）誘導するため。
ラジカセ／電池 カセットテープ （エンドレス）	避難場所で待機している間、必要な情報を随時録音し、無人でも必要な情報を繰り返しアナウンスする。

※ロープは、指示が伝わりにくい知的障害や自閉症などがある児童生徒を避難させるとき、誘導するものとして同様に有効です。

2 聴覚障害のある児童生徒に役立つものとして…

備蓄品	用途等
補聴器用電池 （各種）	避難・待機している間に補聴器の電池が切れてしまった児童生徒に使用する。

3 肢体不自由のある児童生徒に役立つものとして…

備蓄品	用途等
おんぶひも	職員が児童生徒をおぶって避難するため。
ざぶとん／ロープ	児童生徒の姿勢保持用として

4 自閉症など発達障害のある児童生徒に役立つものとして…

備蓄品	用途等
間仕切りになるもの	避難・待避場所で視覚情報を減じ、気持ちの安定を図れるようにするため。
絵・写真カード	状況や見通しをもたせるため。 （予め予想される場面・状況に関する事柄を図示できるようなカードを作成しておく）
ラジカセ・CD	自閉症の児童生徒は音楽が聞こえると情緒が安定し易い。

5 医療援助や医療的ケアを必要とする重度・重複障害のある児童生徒に役立つものとして

備蓄品	用途等
間仕切り	医療的ケアを実施するときのプライバシー確保
導尿管カテーテル	二分脊椎症者用
消毒綿	医療的ケアを必要とする者
予備バッテリー	吸引器、人工呼吸器使用者
湯たんぽ	体温調整用（保温）
うちわ／保冷剤	体温調整用（冷却）
ゼリー状/液状の栄養食	一般の備蓄食が食べられない場合、咀嚼・嚥下に困難のある者のため（例：カロリーメイトの缶、ゼリータイプの栄養剤）

6 障害の特性に関係なく児童生徒に役立つものとして…

備蓄品	用途等
飲料水（1人2ℓ）	飲料水、多用途
パン缶詰	非常食
レトルトカレー、スパゲッティ麺、保存用米など	炊き出しの用意が可能な場合、可能な食材を用意
紙コップ、紙皿、割り箸、ストロー	食事用、ストローは嚥下の難しい児童生徒用
ラップ	食事用、多用途 アルミホイルもあると良い
保健用品一式	鎮痛剤、整腸剤、消毒液、包帯、三角巾、はさみ、ピンセット、軟膏 等
消毒綿	多用途の救急用品
使い捨て手袋	多用途
消毒用液	アルコール系（一般対策）と塩素系（ノロウィルス対策）の両方必要（消毒全般、嘔吐、排便等の処理） ※消毒用液を作るためのアルコール、蒸留水の備蓄でも良い
スプレー（ボトル）	消毒用
石けん	手洗い用、
紙オムツ	
女性用衛生用品	
マスク	感染予防、衛生用
簡易トイレ	洋式トイレを利用するタイプ（ビニール袋）、又は組立タイプ
トレットパッド	トイレ用、多用途

シーツ	裁断して包帯、担架用、肢体不自由者や負傷者の搬送用
個々の常備薬	家庭から提供してもらう
毛布	保温、寝具、多用途
保温用汎シート	(毛布の代用)
使い捨てカイロ	貼るタイプ(ポケットが無くても、両手が自由に使える)
衣類	多用途 冬場であれば防寒用に備蓄 手袋、靴下、帽子 夏場であれば着替えの予備として
ダンボール	多用途、床に敷く、衝立(プライバシー確保)、肢体不自由者の姿勢保持の骨(支柱)として、ビニル袋をかけてゴミ箱 等
タオル	多用途、冷水に浸して体温調整、大量にあると安心
ポータブル発電器	冷蔵庫等の電源確保 例:薬の冷所補完が可能/保冷剤等の保冷 その他照明など多用途
燃料(ガソリン)	人工呼吸器使用者の病院搬送手段としての車の燃料確保
薪、廃材	燃料、暖をとるため ※炭、練炭などもあれば便利(ただし屋外の使用に限定)
マッチ/ライター	多用途、
ろうそく	照明用
一斗空き缶	薪を焚くため
ポータブルコンロ	炊き出し、お湯を沸かす、調理、発電器の燃料
ポータブルガスボンベ	//
懐中電灯	夜間作業用、多用途
蚊取り線香	夏季災害時の防虫
やかん等	炊き出し、調理等
軍手	多用途
雑巾	多用途、大量にあってもよい
手廻し充電ラジオ	停電時の情報源
ブルーシート	多用途、ロープと組み合わせ様々に、大量にあってもよい
現金	緊急対応用
簡易テント	多用途、トイレの囲いとして、パニックを起こした児童生徒のクールダウンの場所として
ガムテープ	多用途、ガラス飛散防止、大量にあってもよい
ロープ	多用途、大量にあってもよい
自転車	緊急用、連絡・買い物的手段として

空気入れ	自転車用、車椅子のタイヤ用
パンク修理キット	自転車用、車椅子のタイヤ用
新聞紙	多用途、大量にあってもよい
携帯充電器	直接コンセントと繋げる簡易なもので、複数メーカーに対応しているもの
折畳みバケツ／ポリタンク	水の確保用
レインコート	雨の中で作業をするため
乾電池	単1～単4を相当量用意
乾電池で動く時計	
デジタルカメラ	状況を伝えたり説明したりする。乾電池バッテリーが便利
ビニール袋	様々なサイズ
長靴	各種作業用

〈参考情報〉

阪神淡路大震災後のライフライン復旧状況（神戸市発表）

電気・・・ 6日
 電話・・・ 14日
 ガス・・・ 85日
 水道・・・ 90日
 下水道・・・134日
 食料品が届くのは3日後



福祉避難所として協定等を結ぶ場合

地域の市町村から特別支援学校を福祉避難所として指定したい・・・との話があった場合は、本冊子のチェックシート⑧及び解説⑧を参考にしながら、市町村との対応を進めると良いでしょう。

なお、県内の特別支援学校の中には、学校が所在する市町村から福祉避難所の指定を受け、相互に協定等を取り交わしている学校もありますので、情報交換等をしてしながら取組を進められると良いでしょう。

協定書等のサンプル

障害者等を対象とした避難所施設利用に関する覚書

〇〇市を「甲」とし、千葉県立〇〇特別支援学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり福祉避難所としての施設利用に関する覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、障害者等を対象とした福祉避難所として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(福祉避難所使用対象者)

第2条 乙の管理する施設を福祉避難所として使用できる対象者は、市の収容避難場所では、共同生活が困難な方で介護を要する障害者及びその家族（以下「障害者等」という。）とするものとする。

(福祉避難所としての施設の周知)

第3条 甲は、災害時において、乙の管理する施設を福祉避難所として使用することを、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(施設提供の要請)

第4条 甲は、災害時において福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、乙に対し乙の管理する施設を福祉避難所として使用することを要請することができるものとする。

(開設場所の指定)

第5条 乙は、前条の規定による施設使用の要請を受けたときは、できる限り受託するように努めるものとし、施設提供が可能な場合は、甲に開設場所を指定するものとする。

(開設の通知)

第6条 甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、乙に対しその旨を事前に了解をとり、文書または口頭で通知するものとする。

(避難者の移送)

第7条 福祉避難所への避難者の移送は、甲又はボランティア、避難者の家族等が行うものとする。ただし、移送が困難な場合は、甲は乙に協力を要請できるものとする。

(福祉避難所の運営)

第8条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとし、甲は当該福祉避難所に避難した障害者等に係る食料および生活物資等の調達並びにボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

2 乙は、福祉避難所運営について甲に協力するものとする。

(費用負担)

第9条 乙は、福祉避難所として提供した期間内に要した経費の負担について、甲と協議するものとする。

(開設期間)

第10条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、延長することができるものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第11条 甲は、福祉避難所を開設した場合には、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所の終了)

第12条 甲は、乙の管理する施設を福祉避難所として終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

(期間)

第13条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成〇〇年〇月〇日までとする。
2 前項の期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第14条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

(甲) 〇〇市〇〇 番知
〇〇市
〇〇市長 〇〇 〇〇

(乙) 〇〇市〇〇 番地
千葉県
千葉県立〇〇特別支援学校
校 長 〇〇 〇〇

覚書（協定書）の他に、市町村と学校との間で、覚書（協定書）の解釈や運用上の取扱い方について、「確認書」を取り交わすと、より具体的な確認が取れると思います。

福祉避難所指定に関する県教育委員会への手続き

地域の市町村から特別支援学校を福祉避難所として指定したいとの申し出があった場合は、昭和52年に通知された下記の通知文により処理します。



教財第158号
昭和52年6月3日

県立学校長 様

千葉県教育委員会教育長

地震等の災害時における避難場所の指定について（通知）

このことについて、市町村長等から県立学校施設を指定したい旨の申出があった場合は、下記により処理するようお願いします。

記

- 1 市町村長等からの申請書は、学校長を經由し千葉県教育長あて（教育庁財務課及び学校建設室扱い）提出すること。〔現在は財務施設課（教育財産管理班）〕
この場合、当該学校長の副申書を添付すること。
- 2 避難場所標識その他工作物等の設置申請があった場合は、教育長からの避難場所指定承認通知後使用許可の事務手続きをとること。

〈避難場所指定の申し出 サンプル〉

平成〇〇年〇月〇日

千葉県教育委員会教育長 様

〇〇市長

災害時避難場所の指定について（依頼）

本市としましては、市民の生命、財産をあらゆる災害から保護すべく、防災対策を推進しているところではございますが、いまだ多くの課題が残されております。

市民の安全を守る防災対策として、小中学校、その他公共施設を災害時避難場所としていますが、十分とは申せません。

つきましては、障害のある方への避難場所としての適格性を備えております千葉県立〇〇特別支援学校を災害時避難場所として指定させていただきたく、御承諾下さるようお願いいたします。

また、このことに伴い避難場所標識の設置につきましても、併せて御承諾くださいますようお願い申し上げます。

〈副申書のサンプル〉

（参考）

〇〇第 号

平成〇〇年〇月〇日

千葉県教育委員会教育長 様

千葉県立〇〇特別支援学校長 〇〇 〇〇

災害時避難場所指定の依頼について（副申）

このことについて、〇〇市長（町長又は村長）から別添のとおり提出されたので、下記の意見をつけて進達します。

記

（意見）

種々検討した結果、学校としては差し支えのないものと思料されますので容認されてはいかがか。

特別支援学校の防災対応資料

防災セルフチェック

学校の防災機能を高めるために

作成日 平成24年8月

著作者 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課

〒260-8662

千葉市中央区市場町1番1号

電話 043-223-4045

FAX 043-221-1158